

令和8年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和8年3月6日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松山	貢	6番	牧野	牧子	11番	安部	大助
2番	村上	一	7番	齋藤	則子	12番	前田	芳樹
3番	西村	万里子	8番	村上	謙武	13番	石田	茂春
4番	脇田	千代志	9番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
5番	山田	浩太	10番	西尾	幸太郎			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	池田	高世偉	水産振興室長	曾我部	一彦
副町	長	大庭	孝久	建設課長	岸本	則和
教育	長	野津	浩一	都市計画課長	石田	傑
会計管理者		齋藤	和幸	環境課長	原	秀人
総務課長		宇野	慎一	エネルギー対策室長	野津	寿天
危機管理室長		柳原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶山	宏
地域振興課長		橋本	博志	上下水道課長	村上	和久
財政課長		長田	寿幸	布施支所長	坂本	忠
施設管理課長		堀川	秀樹	五箇支所長	石橋	忠夫
税務課長		池本	繁樹	都万支所長	近藤	勝志
町民課長		和田	美由貴	中出張所長	黒川	直照
保健福祉課長		野津	千秋	総務学校教育課長	金井	和昭
住民福祉担当課長		広江	和彦	社会教育課長	中村	恒一
商工観光課長		藤野	一	中央公民館長	木瀬	高宏
農林水産課長		増本	直行			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

1. 町長追加提出議案の題目

- 議第 34 号 第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画について
- 議第 35 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 7 年度港整備西村港防波堤改修工事〕
- 議第 36 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 7 年度メンテナンス補助 西郷 145 号線  
愛の橋仮係留施設整備工事〕
- 議第 37 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 7 年度 油井漁港沖防波堤改良工事〕
- 議第 38 号 令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）
- 同意第 1 号 隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について
- 同意第 2 号 隠岐の島町監査委員の選任同意について

議事の経過

**○議長（安部大助）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 質 疑**

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第 4 号「隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例」から議第 23 号「財産の無償譲渡について」までの 20 議案及び議第 27 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計予算」から議第 33 号「令和 8 年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの 27 議案について、「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。

また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告により質疑を行います。

質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め 30 分となっています。

それでは、発言を許します。

はじめに、7 番：齋藤 則子 議員

**○7 番（齋藤則子）**

皆さま、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問は、予算説明資料7の38ページ、事業名が総務管理費の航空機利用促進対策事業のうち、事業費名が離島航空路線運航費補助金でございます。

この補助金は、313万1,000円が計上されておりますが、この補助金の詳細説明をお願いいたします。

**○番外（ 商工観光課長 藤野 一 ）**

おはようございます。商工観光課藤野が先ほどの齋藤議員の質問にお答えいたします。

離島航空路線運航費補助金につきましては、先日行われました全員協議会の際にも説明しましたとおり、現在、隠岐各路線は高い搭乗率ではございますが、隠岐出雲間を運航していただいておりますJAC日本エアコミューター様から、昨年、会社全体から見ると、この路線につきましては赤字であるという説明がございまして、島民にとって欠かすことのできない存在となったこの路線を引き続き運航していただくために、島民の運賃助成とは別に、日本エアコミューター様から示されております、赤字予測額相当を国2分の1、県4分の1、町4分の1の313万1000円を支援する補助金でございます。以上でございます。

**○7番（ 齋藤 則子 ）**

私がこの質問をするにいたりしたのは、今も、赤字補填のためという説明がございましたけれども、令和7年度は、この補助金が663万円でしたかしら、半減してるわけですね、令和8年度。赤字であるって言いながら、補填がなぜ半減しているのか、令和7年度から。そういうところからちょっとこの質問をするにいたったんですけれども。

要するに、昨年度と今年度赤字にしては、何かなぜ半減してるのかっていうのがちょっと理解できなかったものですから、先ほども、藤野課長の説明にもありましたように、非常に搭乗率は高くなっておりますけれども赤字だということ、だけでも、住民にとってはこの出雲路線は欠かせない重要な足になってるわけですね。確保、絶対しとかなきゃいけない路線であるわけですから、そのところ、私の意見は言うべきではないという風にはなっておりますけれども、ただ、この質問を理解するためには、個人のその意見を禁止するものではないっていうのが「議員必携」の質疑のところにかかれておりますので、もう1つお尋ねいたします。

令和7年度は今年度ですね、666万3,000円だったのが、令和8年度は313万1,000円に半減しているところですね。ただ、隠岐航空路旅客運賃助成事業費っていうのは、令和7年度、これは令和8年度ですね、令和7年度は6,500万円だったんですね。それは1,100万円多くなってるんですね。

多分ここら辺との兼ね合いがあるんじゃないかと思うんですけども、もし、お答えできるようなのであればそのところをお願いしたいと思います。

**○番外（ 商工観光課長 藤野 一 ）**

今のご質問なんですけども、詳細がわからないというのは私どもも同様でございまして、単に現在赤字予想額を示されている状況でして、これにつきまして議員おっしゃるとおり、なぜ赤なのか、どれくらい赤なのか何をもって赤なのかというところが、先方から示されていない中ではありますけども、必要額ということを説明受けておりまして、引き続き詳細につきましては、資料提出を要望しておるところでございまして、後程また詳細な資料が出ました次第には、議員にはお示ししたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

**○7番（ 齋藤 則子 ）**

私が本当にお聞きしたかったのは、令和7年度と8年度の、その違いが半減しているというところをお聞きしたかったわけなんですけども、ただ、その通告書には、これだけしか載ってませんもんで、これで結構でございます。はい。失礼しました。

**○番外（ 副町長 大庭 孝久 ）**

失礼いたします。

先ほど課長のほうから答えましたけども、昨年度、実を言うと運賃が値上がりしてるんですよ。その値上がりしたものを有人国境離島法の補助金で賄っておりますので、国、県、町の出し分は増えてます。

ところが、お客様のは5,600円で据え置きとしましたので、補助金は上がってますけども、赤字補填分は減ったと、全体の収入が増えたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**○7番（ 齋藤 則子 ）**

分かりました。

**○議長（ 安部 大助 ）**

以上で、齋藤 則子 議員の総括質疑を終わります。

次に、12番、前田 芳樹 議員

**○12番（ 前田 芳樹 ）**

それではですね、予算説明資料7の81ページ。これは代14号線道路改良工事について、お伺いしたいんです。予算書を見てますと、なぜ令和11年度までもですね、またも先送りするでしょうかと疑問に思います。これはですね、ずっと以前にですね、地元から「要望書」

が出されていた場所ですよ。そして何回もお伺いをしていますけども、着工見込みを聞いてからですね、何年も延び延びにされてきたわけです。令和4年3月8日の答弁ではですね、代大橋から北方までの区間は、令和2年度に車道拡幅の測量設計を完了しており、災害復旧を最優先にした後にですね、令和6年度に工事着手。7年度に完成予定としているという答弁でありました。この先延ばしと、工事遅延の理由の説明をしていただきたいと思います。なにか、施工管理体制の不足状態でもあったのでしょうか。も含めてですね。先延ばし理由の説明をしていただきたいと思います。

### ○番外（建設課長 岸本 則和）

それでは、建設課より、ただ今の前田議員の総括質疑における、代14号線道路改良工事の事業期間の延伸及び着手遅延の理由についてお答えいたします。

はじめに、工事の着手遅延についてでございますが、本事業は議員ご指摘のとおり、当初計画では令和6年度に着手し、令和7年度の完了を目指してまいりました。しかしながら、令和6年度の道路事業における、国庫補助金の活用に当たりまして、児童生徒の安全確保を最優先に考え、「通学路安全対策整備事業」に対し多額の予算を重点的に配分する必要が生じたところでございます。

このため、限られた財源を効率かつ効果的に活用する観点から、やむを得ず代14号線道路改良工事の着手時期を1年度繰り下げ、令和7年度からの着手としたものでございます。

次に、完成予定が令和11年度となった理由についてお答えいたします。本事業が対象とする「地域密着道路整備事業」への国の予算配分につきましては、例年1,000万円程度に留まっているのが実情でございます。当初は2か年での完了を見込んでおりましたが、この予算規模を勘案し、着実かつ計画的な事業遂行を期するため、事業期間を5か年に見直し、完了を令和11年度としたところでございます。今後におきましても厳しい財政状況でございますが、国庫補助金の最大限の確保に努め、早期の完成に向け、確実に進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○12番（前田 芳樹）

これ令和7年度の当初予算の「議決」をしてるわけですね。予算が2,416万円っていうのが設定されて、おまけにですね、この立派な資料まで添付されて計画は「議決」もされてるわけですよ。けども、予算の流用状態が発生してるわけですよ。他の部門階層からとかいって、そちら予算を流用してますよね、今の答弁では。だからね、この計画を提示してですね「議決」までしているのに、なぜそれを実行しないのかとこういことになるわけですよ。

よ。

まあね、私どもちょっと呆れてるわけですよ。この長い間、地域住民が「要望」してですね、去年の段階でやっとこれが実現するんだなど、道路の腸閉塞状態の場所なんですよ。島後循環線の一部ですからね。これ非常に重要なんです。

それもね、こんな計画を「議決」までしているのに、他が急ぐからといってその予算を横へずらして、この計画は細切れ状態で「5年計画」に見直しだとか、これはちょっとおかしいんじゃないですか。

やっぱり「議決」までした事柄については、もうしっかり実行していかなきゃ話になりません。こんなことしてたら、計画も何もあつたもんじゃないじゃないですか。だからこれもうちょっと伺いたいんです。

それでね、トンネルの中がですね、狭くて歩道部分を削って車道を広げてというのが、最大の目的があつたわけです。その部分は先送りして、未だに手付けないわけだけども、その前後の道路縁石を100mほど撤去して、その部分の舗装だけしてますよね。ですので、いったい7年度の予算は、どれだけ費やして、どれだけ残って、どこへ流用したのかぐらいは説明していただきたいんです。

#### ○番外（建設課長 岸本 則和）

令和6年度の予算につきましては、当初は2,000万円で予定しておりました。ところが実際、国の「補助金」が1,000万円しか付かなかつたという状況になりまして、そういったしますとトンネルの歩道部分を撤去することが難しいということで、令和7年度は、次の答弁にも予定しておりましたけど、その前後の方、先に道路を拡幅してですね、その後にはですね、令和8年度からトンネルの中に入って撤去のほうに向かうというような計画に見直しました。

#### ○12番（前田 芳樹）

そうですね。「見直しました」とおっしゃいますけれども、私あんまり職員の方々を責めるつもりはありません。ただね、指摘するべきことはしておかなきゃいかんと思うから申し上げるわけですよ。「見直しました」っておっしゃいますけれども、地域住民に説明がしっかりとなされてましたか。それで皆さん方が、その地域の方々が「なら仕方ない」と、「それでいいわ」と言うような合意まで形成できておつたんでしょうか。これ一方的に、やってるんじゃないですか。その辺の状況をちょっと教えてください。

#### ○番外（建設課長 岸本 則和）

誠にすいません。地域の方にはですね、工事の内容っていうか、変更になつたということ

は、ちょっと説明しておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。

**○12番（前田芳樹）**

やっぱりね、そういうところが抜けてるんですよ。

先だって他のところでもあったんですよ、地区のものに説明しないで工事をやっちゃったと、これで「仕方がない」って終わらせたこともあるんですよ。言いませんけどね、それ以上は。

だから道路沿線の地域住民、隠岐の人もみんな、これ影響を受けるんですよ。だからね、この計画を立てとったら、それをしっかり実行していかなくちゃ話になりません。少しねえ、反省していただきたいこれは。やっぱり地域の人々がね、「いまか、いまか」と早くやって欲しいと2,400万円のレベルですよ。それをね、待つて・待つてきての挙げ句の話なんですよ。それがね、西郷表玄関近辺は非常にどンドンどん……。

**○議長（安部大助）**

前田議員、発言途中で申し訳ありません、少し質疑から話が離れてますが少し戻っていただけたらと思います。

**○12番（前田芳樹）**

失礼しました。そうしましたら、この件については他の通学路で緊急に必要であったから、流用したんだという説明でもありましたよね。済んでしまったことですから。これね4年とか細切れ状態をやるのじゃなくて、もう1年遅れて仕方がないから、6年度着工、7年完了とおっしゃってきたわけだからね。やっぱりね、1年遅れても仕方がないから、補正対応でもしてですね、8年度末ぐらいまでにはね完了できるように努力をしてはどうですか。

**○議長（安部大助）**

前田議員、今の質問、質疑というか質問になってますので、答弁は控えさせたいと思いますので。はい、前田議員の考え方分かりましたので、続けていただいてよろしいでしょうか。

**○12番（前田芳樹）**

失礼しました。ちょっとズレてしまったようですけども、1点だけ要求しておきたいんですよ担当課に7年度にどれだけの工事を費やして、どれだけの予算が残って、それをどこへどう流用したかぐらいね。紙面資料を後でいただけないですか。

**○番外（建設課長 岸本則和）**

先ほど流用って言うかですね、国庫補助金の配分を変えたのは令和6年度の話で、令和7年度におきましては、当初は予算計上では2,000万円としておりました。ところがですね令

和7年度、実際、国の補助金の方はですね、1,000万円に落ちましたので、その1,000万円の中で、令和7年度は工事をいたしました。

**○12番（前田芳樹）**

あと1点だけね。令和7年の当初予算説明の段階ではですね、道路改良事業補助金1,505万円、そして地方債が910万円の設定になってましたよね。この「地方債」は取り消して、道路改良補助金っていう1,500万円が、1,000万円にしかならなかったという話ですか。

**○番外（建設課長 岸本則和）**

事業費ベースで1,000万円で、国庫補助金はですね、実際800万円、1,000万円の70%で700万円程度ぐらいが補助金の額です。

**○12番（前田芳樹）**

終わりにしたいんですけどね。この設定していた「補助金見込み」っていうのは、非常に変動する話だったわけですか、これ確定的な見込みがなくて、計画を出しとったわけですか。そして「地方債」を発行する予定であったものが、地方債は消えて無くなってるわけですか。

**○番外（建設課長 岸本則和）**

「地方債」が消えてなくなるわけじゃないんですが、令和7年度の当初予算を要求する段階はですね、国に対してでも、その事業費2,000万円ベースで予算要求をしていたという状況です。

**○12番（前田芳樹）**

時間まだありますか。

これあまりにもね、地域住民の「要望」を無視してね。この一方的に都合よく計画議決を変更している案件になるわけです。ですので、こんなことはもうしないように、そして地域の関連したところぐらいはですね、しっかり説明された方がいいんじゃないですか。

**○番外（副町長 大庭孝久）**

前田議員のおっしゃるとおりですね、地域への説明をしっかりとやらなくてはならないという風に思いますが、国庫補助金の事業につきましては、国の「採択」を受けた後に事業をするということがございますので、毎年、補正予算を組ませていただいてですね、減額することもあります。「議決」をいただいて減額するわけですので、その辺は議員の皆さんも理解されていると思いますので、しっかりその辺の説明もさせていただきますので、ただ「国庫補助金」が付かないと、財源が潤沢にある町ではございませんので、なかなか事業を進捗できないということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願

いたします。待ってください。

**○12番（前田 芳 樹）**

これ以上話が進展できるわけでもないようですね。まあ反省されてね、しっかりね、「議決」までした計画にはね、しっかりと取り組んでいくべきではないかと、申し上げて終わります。

**○議長（安部 大 助）**

以上で、前田 芳樹 議員の総括質疑を終わります。

次に、13番：石田 茂春 議員

**○13番（石田 茂 春）**

先ほど議員が細かいこと言いましたけど、私は細かいこと言いませんので、まずこの「脳トレピアノ資格取得」、これは立派な資料が出ておりますので、ちょっと説明願いますわ。

**○番外（布施支所長 坂 本 忠）**

ただ今の石田議員の「脳トレピアノ」とは、どのような資格についてのご質問にお答えします。総括関係資料2ページをお願いします。上段になりますが、脳トレピアノとは、「ピアノゆうゆう塾」のオリジナルピアノ術で、一般社団法人全国ゆうゆう塾協会が認定する資格です。ピアノ演奏の喜びと生きがい及び脳の活性化向上、弾けることより脳を使うことに重点を置いた新しいピアノ術です。認定は、図のように4コース分かれております。本資格の目的は、地域内の高齢者グループを対象に、一緒にピアノ演奏を通じて楽しみながら、住民同士が気軽に交流できる場を提供することになります。既にプライマリ初級コース及び、技術編、テクニカル2級コースは認定資格済みとなっております。

新年度においては、実践編テクニカル1級コース及び運営編エグゼクティブコースの2コースの受講を予定しております。実践編テクニカル1級コースでは、高齢者の方々にピアノ、音楽を楽しみながら継続してもらうためには、どのような指導やレッスンをすることが重要かを課題とし、その方法、手法等を学びます。また、運営編エグゼクティブコースでは、教室の運営に欠かせない、集客講師としてのブランディング、イベント開催などについて、その方法等について学ぶものです。以上が「脳トレピアノ認定資格」の内容となっております。

**○13番（石田 茂 春）**

分かったか、分からないか、よく分からんけど、初級から全てのコースを修了するまで、8年度やるということですかね。

**○番外（布施支所長 坂 本 忠）**

この4つのコースの上2つはもう現在取得済みで、下の、テクニカル1級コースと、1番下にありますエグゼクティブコースを受講した後、筆記試験を受けて合格すれば「認定資格」の方がなるということです。

**○13番（石田茂春）**

そうしますと、昨年度は2級までやったと。令和8年度は後2つのコースをやるという事で終了と分かった。そうしますと、これはあれですかね、費用はどのくらい掛かるんですか。費用無料ですか。申請と認可で。

**○番外（布施支所長 坂本忠）**

費用は初任者初級編が3万5,200円で、後の3コース、テクニカル2級からエグゼクティブまでは各5万7,200円となっております。

**○13番（石田茂春）**

そうしますと、昨年度は300万円ぐらいの予算を組んでおったけど、これは支援員の活動費だろうと思う。今年も400万円ほど組んでおるけど、430万円ですか。この中に、その5万とか6万円が含まれたものと理解すればいいですかね。

**○番外（布施支所長 坂本忠）**

はい。そのとおりでございます。

**○13番（石田茂春）**

大体分かりました。「脳の活性化」ということでしょうかね。

次にいきます。新規事業で「経営発展支援」これ関連があるから、これ3つ全て詳しい説明をお願いいたします。

**○番外（農林水産課長 増本直行）**

ただ今の質問にお答えいたします。その前に、新規事業でありながら資料を提出しておりませんでしたことをまずもって申し訳ございません。

それでは、質問にお答えします。先ほど議員も言われましたとおり、3つの事業は関連いたしますので、全て説明させていただきます。

これらの支援事業は新規就農者に対し、機械設備の費用の一部支援や、経営開始時の早期経営資金の支援を行う事業でございます。まずはじめに1つ目の「経営発展支援事業」は、施設園芸用ハウスの建設費の一部を支援するものです。補助対象上限額は500万円で、予算額は375万円を計上しております。財源の内訳は、国が2分の1支援で250万円。県が4分の1支援で125万円となっております。

次に2つ目の「経営開始資金」は、経営開始時の初期の資金の支援でございます。予算額は150万円を上限としております。これは最大3年間継続できますが、前年度の所得が600万円を超えると、この支援は中止になります。財源は国が100%支援で150万円の支援となっております。

3つ目の「自営就農開始支援事業」は、野菜の保冷库や動力噴霧器等の設備の費用の一部を支援するものでございます。財源の内訳は、県が3分の1支援です。この事業費は251万円を予定しておりますので、その3分の1支援で83万6,000円の予算となっております。以上です。

### ○13番（石田茂春）

資料の出し方を言おう思ったら、さっき言われたからもう言われないわ。

それを副町長に言おう思ったけど、そこで、経営発展支援事業375万円、これは分かったけど総事業費はいくらですかね。それと場所的なもの、それとこの方は、地元の人かIターンか。その点は言われる範囲内で説明願います。

### ○番外（農林水産課長 増本直行）

初めの総事業費ですが、当初予算に挙げてるのは今の375万円と150万円と251万円が、この方への支援でございますが、この方が農業をやるためには、施設園芸用ハウス3棟、資料にも出ておりますけど、6m×30mメーターのものが1棟と、8m×40m2棟を予定し、全体の事業費としては3,000万円を超える事業費でございます。ただ、先ほど説明いたしました経営発展支援事業のところで、ハウス建設の一部の支援でこれは500万円を上限としてますが、別のメニューがございまして、それは、今現在、県への申請をしておりますので、まだ「採択」しておりませんので、当初予算には計上しておりませんが、これが「採択」したときには、補正で対応したいと考えておりますので、よろしくお願います。この方ですが、一応お名前は差し控えさせていただきますが、この方はUターンの方で、令和5年1月ぐらいに、町の方にお話がありまして、隠岐で直ぐにでも農業をしたいという方でしたけど、いきなり帰ってきて、なかなかこういう設備や費用が大変なので、うちの「農林振興係」と県の「農業振興課」と相談して、一番いい支援を考えた結果、令和8年に隠岐に帰って出来るようにしたところでございます。この方が農業している場所は五箇地区です。以上です。

### ○13番（石田茂春）

大体よく分かりました。もともと地元の方ということで課長後押しを頼みませというところで、次にいきたいと思えます。

「小売店等の開業支援」、どのような職種で、どの地区で開業か、また UI ターンのどちらか。そして、その下の西郷周辺、ここは飲食ですけど、場所は分かってますけど、どのような職種か、また UI ターンのどちらかを説明願いたい。

**○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）**

石田議員の質問にお答えをいたします。

職種及び地区についてお答えします。対象職種につきましては、小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業並びにサービス業のうちでも、自動車整備に係る事業を対象としております。

次に、対象地区につきましてですけれども事業効果がより高める観点から、比較的住宅が密集しております。西郷港や隠岐病院、各支所、出張所の周辺など及び、国道 485 号線、県道 44、47 号線沿線を対象区域として設定しております。

対象者につきましては、町内在住の企業や個人の方が対象でして、特に UI ターンを区別するものではありません。併せまして、西郷港周辺の飲食店枠でございますけれども、これは書いてある通り飲食業を対象としております。これにつきましては以前から、周辺で昼食を食べる場所が少なくなったということを鑑みまして、特に昼食でも食事を提供できるような業者さんを対象に、対象者は先ほどと同じく、町内在住の企業や個人を対象に UI ターンの区別なく計画するものでございます。

また、本事業は、現在、都市計画課が進めております、港周辺の改修事業に係る飲食店とは別に考えておりますので、目的としましては観光客や地域住民の方々双方の利便性向上を目的として実施していきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上でございます。

**○13番（ 石 田 茂 春 ）**

課長、私、頭悪いけん、今ちやっちやっちやっちやっちと言われても分からへんのよ、本当のどこ。あっちこっちパツパツと、ようそれで商売成り立つなと思ってね。資料を後から出してくださいよ。そうせんと隠岐病院周辺とかね、あそこでやる、ここでやる。何が主か全然わからない、本当。それで、西郷周辺というのは飲食ですから、言葉いいか悪いかわらんけど、ご飯食べる場所ではないかなと思うのでそれは分かりますね。後からでいいですけど。しっかりした資料を出してください。どうですか。

**○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）**

はい、分かりました。要綱にしてありますので、要綱をお示ししたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

**○13番（石田茂春）**

はい。よく分かりました。期待しておりますので、終わります。

**○議長（安部大助）**

以上で、石田茂春議員の総括質疑を終わります。

次に、8番：村上謙武議員

**○8番（村上謙武）**

それでは私の質問でございますが、定例会資料3の88ページにあります、財政課から提示されました「森林環境譲与税活用事業一覧表」に対する質問でございます。

3点ほど伺います。この資料を見ますと、活用可能額として8,155万7,000円の事業ごとの金額が記されておりますが、今年度の「森林環境譲与税」に関しては7,100万円が歳入予算として計上されているという風に理解をしております。そこで、森林環境譲与税7,100万円に対する、12事業ありますけど、それぞれ、どのように森林環境譲与税が配分される予定なのか説明をお願いします。

**○番外（財政課長 長田寿幸）**

はい。それでは財政課の方からお答えさせていただきます。

今回、確かに言われるとおり議案資料3の88ページの方、8,155万7,000円が活用できるという事業ということで挙げさせていただきました。今のところ、当初予算で考えておるのが、森林環境譲与税の方7,100万円ということですが、これをどれに充てるのかということでございますけども、活用ができる事業ということで8,100万円の事業がありますということだけで、具体的にこの事業にいくら充てますというのは、この時点では言えません。これらの事業に活用していくということで収めさせていただきたいと思っております。

最終的に、これ決算の時点でまた町民の皆様にもお知らせしなければいけませんので、その決算の場面ではですね、また決算の資料でありますとか、あとホームページの方でも、これは載せさせていただきますけども、その時点では、どの事業に幾ら使ったという形でまた報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○8番（村上謙武）**

ただいまの答弁では、この新年度予算の段階では、この7,100万円の予算の割り振りという事業ごとの予算については分からないというか、そういう設定はしていないということですね。事業が終わった決算の段階で、それが分かるという風に理解しましたが、それでよ

ろしいでしょうか。(財政課長領く)

はい。分かりました。次ですね、これは農林水産課の担当になるかもしれませんが、一応資料を見てですね、この資料の事業の中に、高性能林業機械の導入事業や、後継者育成に関する事業が載っていないということで、令和8年度はそういう事業は行われぬのか、もしくはそういった事業には、この「森林環境譲与税」が配分されないのかなと思ったものですから、そのところを説明をお願いします。

**○番外 ( 財政課長 長 田 寿 幸 )**

今回、高性能林業機械とか、それから後継者育成の事業が今回載ってないというところですが、こちらの方もまた今後、補助事業等の「採択」があればですね当然、担当課の方から要求の方が挙がってくると思いますし、当然それに対して予算は、また必要なものであれば付けていかなければいけないと思っています。その時点で、必ず「森林環境譲与税」を使うのかというところなんですけども、「森林環境譲与税」も当然充てることができますが、さらに例えば、林業機械の関係であれば、起債の方を借りる形にしまして、それに対して交付税措置を受ける方が有利という場合もございますので、その辺の財源につきましても、実際、今後補正等でそういったものが挙がってくれば、その時点でどういった財源を使っていくところは考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○8番 ( 村 上 謙 武 )**

3番目の質問ですけど、毎年「森林環境譲与税」というのは国の方から交付されるわけですけど、この用途について一番の関係団体である林業事業者ですね、地元のそういった事業者との協議といいますか、そういう要望等を聞いて、「森林環境譲与税」をこういう風に使うんだというような、そういったところ協議は行っているのかどうかということについて教えてください。

**○番外 ( 財政課長 長 田 寿 幸 )**

「森林環境譲与税」の使い方について、そういった林業事業者の方と協議をされているかというようなご意見だったと思っておりますが、大変申し訳ありませんが、直接、財政課の方として林業事業者と、そういうお話をすることはございません。ただ、林業事業者の事業につきましても、必要な事業があれば、担当課の方としっかり話し合いをしながらやっておられるものという風に考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○8番 ( 村 上 謙 武 )**

それでは、次に定例会資料3の275ページにあります。「小中学校学習用タブレット端末整

備事業」5,720万円。これについて3点ほど質問いたします。

資料を見ますと、1,040台のタブレット端末を小学生、中学生、教員等へ配付するということですが、それぞれの小学校、中学校、教員等についての台数について説明をお願いしますということと、一括して2番目に、タブレット端末1台あたりの国から或いは県からの補助率は何%か。3番目ですけど、今後、児童、生徒が減少していく中で、おそらくタブレットの方も余るのではないかという風に想像してはいますが、そういった機器はどのように対処していくのか、この3点まとめて説明の方よろしくをお願いします。

#### ○番外（ 総務学校教育課長 金井和昭 ）

では、総務学校教育課の方からお答えいたします。総括質疑資料4ページをご覧くださいと思います。

まず1点目です。1,040台の内訳です1.整備台数のところですが、児童575台、生徒324台、これはこの4月の児童、生徒数の見込みの数となっております。その他、記載のとおり台数を整備しまして、合計1,040台としているところです。

続きまして補助金の補助率についてです。2.事業費5,720万円。こちら国庫支出金、公立学校情報機器整備費補助金3,813万3,000円というところで、補助率は3分の2というところでは。

最後3点目です。児童、生徒数減少に伴ってのタブレット端末の措置どういう風にするのかということなんです、このタブレット端末をですね、使用しておりますと機械の故障、これはどうしても発生するものという風に考えております。今後ですね、その修理の際の代替機でありますとか、機器の取り換え、これに充てさせていただきたいという風に考えております。

#### ○8番（ 村上謙武 ）

1つだけ追加で質問いたしますけど、説明資料を見ますと小学生児童575台という風になってます。これは、1年生から6年生の全学年の児童に配付するということによろしいでしょうか。

#### ○番外（ 総務学校教育課長 金井和昭 ）

現在使っているタブレットも1年生から6年生まで配付してますので、次に導入する物も同様と考えてます。

#### ○8番（ 村上謙武 ）

質問を終わります。

**○議長（安部大助）**

以上で、村上 謙武 議員の総括質疑を終わります。

次に、10番：西尾 幸太郎 議員

**○10番（西尾 幸太郎）**

まず通告してます、「ふるさと応援基金への繰入金」全般について質問したいと思います。

質問通告の際に資料を求めてたんですけど、今回全く求めた資料が出されてません。質疑できるかなと若干心配になる。

これは一昨日の通告で今日なので、時間が限られるという中での対応だとは思いますが、その辺り説明をお願いします。

**○番外（財政課長 長田 寿幸）**

資料の方でございますが、詳細なものが欲しかったと、ちょっと私もそこまで考えておりませんでした。議案資料3の88ページの方に「一覧表」として載せておりますが、こちらの方について若干説明をさせていただきたいと思います。

議案資料3の88ページ下のところ、「ふるさと応援基金」の充当先の「事業一覧表」となっております。こちらの方を上から順番になりますけども、まず「竹島対策事業」の方ですが、こちらの内容の方にも書かせていただいたとおり、竹島返還のPR活動でありますとか、要望活動、それから竹島資料館の運営に関する事、こういったことに使わせていただいております。こちらの方、ふるさと隠岐の島応援基金条例の第7条の第3号にありますけども、竹島領土権確立に資する事業ということで充てさせていただきたいと思っております。それから、大変申し訳ありません、その次の行のところの「通所介護サービス等確保対策事業補助金」の方ですけども、こちら車両導入補助金となっておりますが、こちらの方の内容につきまして「通所介護サービス等確保対策事業補助金」ということになります。こちらを訂正させていただきたいと思います。こちらの方の「通所介護サービス等確保対策事業」、その下、「訪問介護サービス確保対策事業」、その下の「高齢者福祉施設整備事業」の中の介護施設に対する車両導入事業の補助金、こちら3点につきましては、「ふるさと隠岐の島応援基金条例」の第7条の第2号、医療または保健福祉の充実に資する事業ということで充てさせていただきたいと思っております。その下、「環境保全対策事業」の方ですが、こちらの方は海岸漂着ごみの回収業務に充てさせていただこうと思っております。こちらの方は基金条例の第4号の自然環境の保護、整備に資する事業ということで充てさせていただきたいという風に思っております。その下の「観光振興事業」の方ですが、こちらの方はウルトラマラソン補助金

の方に充てさせていただこうと思っております。こちらの方は、基金条例第7条の第5号、町長が必要と認める事業ということでさせていただきたいと思っております。

それからその下「都市再生整備事業」の方ですが、こちらの方は都市再生整備事業とさせていただきますいておりますが、詳細なものとしてはですね、デジタル教育、支援業務ということで学校とともにやっていく事業になりますが、こちらに対する事業費として充てさせていただこうと思っておりますが、こちらの方は、「企業版ふるさと納税」で、企業様とお話した中でこういった事業に充てるということでお話ししたもので、今回充てることとしております。それからその下、「下水道接続促進事業」の方ですが、下水道の早期接続に対する補助金に対してこちらの方を使わせていただきたいと思っております。こちらの方は、基金条例第7条の第4号の自然環境の保全整備に資する事業ということで充てさせていただきたいという風に思っております。その下、10款の方になってきますが、「魅力ある学校づくり事業」の方の修学旅行補助金、それからその下の「情報化教育推進事業」の教育用タブレットの購入に対する購入費ですね、それからその下、図書館の方の図書の購入、資料の購入というところに対しても充てさせていただこうと思っております。こちらの方は応援基金の条例第7条、第1号の方の青少年の教育、または地域文化の振興に資する事業ということで充てさせていただきたいと思っております。それから最後のところになりますが、「国スポジュニア選手強化事業」の方ですが、こちらは相撲の方の選手育成と育成強化というところで、充てさせていただきたいと思っておりますが、こちらの方は現在、ガバメントクラウドファンディングの方で寄付金を募っておりますので、こちらの方を充当していきたいという風に思っております。以上でございます。

## ○10番（西尾 幸太郎）

今口頭で説明いただいたんですけど、皆さん頭の中に入りましたかね。これ全く把握できないんで、「リスト」として求めたところなので、これは改めてですね、やはり来週まででいいので、きちんと資料提供はお願いしたいなという風に思います。

そもそもですね、これ目的別で用途が決まってるわけなので、これどの基準で財源としてですね、充てられるという見込みでこの数字を割り振っているのか。言ってること分かりますか。

例えば、今回令和6年度末の基金残高、資料示されていますけれど、単純に言ったら6年度末で教育に使えるものに関しては、1,960万円ちょっとのわけですよ。いまの説明で言うそうですね、これもう1,900万円とうに超えてるわけですよ。これ、財源本当に大丈夫な

のかなあとという心配にはなるんですけど、その辺りはどういう理屈で編成してるのか、その説明をお願いします。

**○番外（ 財政課長 長 田 寿 幸 ）**

まず先ほどの詳細な「一覧表」を提出をお願いしますということでしたが、それぞれの事業の詳細につきましては、これまでも全員協議会の方で各担当課の方から説明をさせていただいているものと思っておりました。さらにちょっと詳細と言われると、また各課の方から集めるかたちで提出をさせていただくようになると思います。

先ほどの話でございますが、今回、「ふるさと応援基金」の方の残高が足りないんじゃないかというようなことですが、6年度末の時点の残高示させていただいておりますが、7年度も当然「応援寄付金」の方が入っております。そういったものがあれば、またそちら充てていきたい。ない場合でも、これは町長が認めるものという形の財源もありますので、こちらを使ってでも充てさせていただきたいと思っております。

**○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

各課からの「詳細説明」があるという風に認識してたんですけど、各課からの詳細説明の際にですね、財源のこと聞いても、これは財政課なので分かりませんっていう答えが返ってくるんですよ。だから改めて聞いているのであって、しかも支出目的のどれに該当するのかっていう部分に関しては示された資料には記載がないわけですよ。だからこそ「総括質疑」の時にですね、聞いているわけなんで、そこを一番把握してるのは、これ財政課になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

**○番外（ 財政課長 長 田 寿 幸 ）**

はい、分かりました。後程、取りまとめをして提出をさせていただきます。

**○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

求めていたのは、令和8年2月末現在での、この基金の目的別の残高はどのような状況なのかという風に資料求めてたんですけど、その辺りは財政課としては把握されてるんでしょうか。

**○番外（ 財政課長 長 田 寿 幸 ）**

大変申し訳ありません。次の質問の方だと思ってよろしいですか。令和8年度2月末時点で②の質問だと思ってよろしいですか。（西尾議員頷く）

こちらの関係で総括質疑資料の5ページの方に載せさせていただきましたのが、「ふるさと応援基金の目的別残高一覧表」ということで、6年度末ということ載せさせていただきます

した。これ基金の方の残高という形で載せさせていただいております。何で6年度末かというところですが、まだ今現在、令和7年度の寄付金が今入ってくる途中でございます。最終的に全部の寄付金が入りましたところで、基金の方に積み立てをしますので、今の時点では令和6年度末というところで載せさせていただいております。財政課の方で残高を把握しているか、基金の今の時点の残高を把握しているかというところでございますが、今の時点で令和7年度のところの全体としては4,000万円前後のお金が入ってきてるところは把握はしておりますけども、それがどの目的ごとにというところまでは、今のところ把握しておりません。

**○10番（西尾 幸太郎）**

入りの部分は、決算が終わって最終的に積み立てるところまでははっきりしないというのは理解しますが、この基金を財源としたですね、事業は令和7年度に執行されて終わっているものも当然あるわけです。その辺りの出の部分に関しても、財政課としては、これ決算がくるまでは全て把握出来てないということなんですか。

**○番外（財政課長 長田 寿幸）**

本年度事業、令和7年度の事業の方につきましては、今のところ全体として1,355万9,000円というものを取り崩す形で予算化しておりますが、実際、今の時点で決算がどうなるのかと、細かいところまでは把握しておりません。

**○10番（西尾 幸太郎）**

把握してないってことなので、把握してないものをこれ幾ら質問しても分からないということなので、ここまでにしたいと思いますが、今回8年度はですね、令和7年度の基金残高の半分以上支出するという風な計画になっています。で、これをそのまま続けていけば3年目、これは入りの状況にもよりますが、単純に実績でいったらですね、3年目とか、4年もたずにですね、基金を使い尽くしてしまうのかなという風にも懸念しています。

今回おおよそ令和6年度末の残高の半分以上ですね、今回財源として使うっていうところは、どのような方針でこういった編成にしたのかというところ、説明をお願いします。

**○番外（財政課長 長田 寿幸）**

はい。今回の予算編成の中でこういった方針で、この「応援基金」の方の取り崩しを行っているかというところでございますが、当然、基金の目的に沿った形で使えるものは、寄付された方の意思を尊重して、それをいつまでも貯めておくのじゃなくて、しっかり使っていくということは必要だということで、特に細かい取り決めはしておりませんが、その目

的に従ったかたちでしっかり使っていく部分は、しっかり使っていこうということで今回取り崩しさせていただいております。

**○10番（西尾 幸太郎）**

端的に聞きますけど、これは令和8年度限定した使い方なのか、今後令和9年、令和10年も同じような使い方をするのか、その辺りの方針は決まってるのか、決まってないのか教えてください。

**○番外（副町長 大庭 孝久）**

先ほども補助金事業の時にも申しましたけども、潤沢にですね財源があれば余裕を持った、残しておこうという選択肢もあるかと思えます。トータルで財源を考えた時に、財政調整基金もある程度残さないといけない、減債基金もある程度、今後の繰上償還にも必要だということで、どこに財源を求めるかといった時に、「地域振興基金」であったり、この「応援基金」であったりするわけです。全体の予算の編成の時にも申しましたけども、出を抑制する、それから新しい財源を求めるということで「ふるさと納税」にも力を入れようと思っておりますし、そういった形で、一般財源の元にですね、どういう形で使っていくかということ。

行き当たりばったりになるかとは思いますが、今、「応援基金」をこういった形で使おうということについてはですね、なるべく残したいとは思っておりますけども、一般財源として使わせていただこうと、そういう方針でおります。よろしく願いいたします。

**○10番（西尾 幸太郎）**

「応援基金」をですね、使うなという元々の話ではなくてですね、使うのであればきちんと計画的に使っていただきたい。基金は運用してですね、「運用益」も、そういった事業の方に充てられるっていう風なルールに挙がってます。これ使い切ってしまうとですね、そういったことも出来なくなるのかなという風にも思いますんで、厳しい財源の中でっていう話は非常に理解してますが、そういったところにもですね着眼を置いて、こういったものに関しては活用していただきたいなという風に思います。

次の質問に移ります。今回ですね「キッズの補助金」がですね、運用の仕方が変更になったと、保護者の方からもいろいろ問い合わせがあったので今回質問してるんですけど、そのあたりの詳細説明をお願いします。

**○番外（社会教育課長 中村 恒一）**

ただ今の西尾議員よりご質問のありました、補助事業の制度の見直しの目的を含む、詳細説明をさせていただきます。まず、制度見直しの目的につきましては、先日、当初予算詳細

説明でも少し触れさせていただいたところですが、本事業の課題としまして、申請件数の増加とともに、申請内容の審査も増加しております。また申請者間での申請回数の偏りも生じておりまして、このため、新年度から「補助単価」というのを定めまして、合わせて申請回数に上限を定めることで、申請者間の格差を少なくすることとしたところであります。

もう1つの大きな要因が財源不足というのもございまして、町全体として、各種団体への補助金の見直しが迫られたところでもあります。これに合わせて先ほど述べました、公平性や申請内容の審査の効率化も見込んで、今回見直しに至ったところでございます。

それでは改正内容につきまして、資料の方で説明させていただきます。総括資料の6ページをお願いします。こちらは、「がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金」交付要綱の新旧対照表で右側が現行、左側が改正後になります。まず、第4条第1項第1号の下線部分になりますが、現行では「渡航費」と記載しておりますが、改正後は「費用」としてしております。これは現在、隠岐汽船の島民割引後の運賃を基準に補助を行っており、「渡航費」としておりましたが、今後は単価を定めたことにより、遠征費用としての意味合いから「費用」に改正しております。第2項は、新たに追加した項目でありまして、対象とする遠征回数の上限を15回とするものです。ただし島前につきましては費用負担も少ないことから、2回分を本土の1回分として換算することとしております。次のページは別表となりますが、先ほど申し上げましたとおり、現行では隠岐汽船の島民割引後の運賃の方を基準に一旦、補助を行っております。ここでは、それぞれ高速船を利用した場合の額が上限に記載してあります。改正後では、これまでのように、高速船を上限に補助していくということは、財源的にも厳しいことや事務的な話にもなりますけども、交付決定を審査するところでも、少し容易にできるようにということで、新しいところではフェリーの運賃を基本に、その他のいろいろ費用もかかりますので、若干上乘せをすることで切りのよい数値として、区分ごとに単価をそれぞれ定めたところであります。以上です。

## 〇10番（西尾 幸太郎）

財政的な面もあってですね、今回見直しを行ったという風な説明と捉えております。ただ、保護者さんとかに「周知文」出されたところで、他団体との公平性をもってというところがやっぱり全面に出過ぎていて、例えばですね、これ全然違う事業になりますけど、「離島甲子園」なんか令和8年度は莫大な予算を使うわけです。野球に携わってない保護者さんからしたら、町は野球にばかりたくさんお金使ってるのに、こういったところは絞るのかと、どこが公平性だという話も出てくるわけです。だからやっぱり、説明の順番が違うのかなと、

今までやってきたけれど、やはりその財政的に厳しくなってきたので、その条件キャップを設けて運用を見直しますっていうところをですね、正直にこの辺、保護者の方にも説明すべきだったのかなあという風にも思うんですが、その辺りの説明の仕方とかっていうのは事前に関係団体とか、そういったところに事情を説明した上で、そういった「周知文」を出されていたのかどうかちょっと教えてください。

**○番外（ 社会教育課長 中 村 恒 一 ）**

「周知文」につきましてはですね、現在準備しているところでありますので、新年度に向けて計画的に遠征の方考えていただくという意味合いでの文章を考えているところでございまして、まだ、出してはおりませんが、もしご承知してる方がおられるとしたら、例えば教育委員会の会議とか、社会教育委員の会議等で事前の説明の方もしておりますので、そういったところから、そういったような情報を得ている方もおられるかと思いますが、今後、周知を進めてまいります。

**○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

ということは、これはもう各種団体にですね、事前にこういったことを来年度考えてますよみたいな、「事前説明」なんかは行っていないということによろしいでしょうか。

**○番外（ 社会教育課長 中 村 恒 一 ）**

そうですね、現段階では行っておりません。

**○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

ということは、今までの運用の仕方と令和8年度の運用の仕方、例えば保護者1人当たりの、例えばどの程度負担が増えるのかというシミュレーションも行っていないっていうことですかね。

**○番外（ 社会教育課長 中 村 恒 一 ）**

令和6年度の実績で言いますと、ちょっと今、手元に資料がないんですが、この補助金で750万円前後掛かっていると思います。今回、計算したものでいくと、おそらく600万円前後の補助事業になるかと思っています。今回の当初予算では500万円ということで、前年並みの予算をですね、当初予算では組んでおりますので、状況を見ながら多少補正させていただくように考えているところです。

**○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

その辺りの金銭的な影響調査とですね、あと、その子どもたちの機会がどのくらい、その影響があるのかっていうところではですね、きちんと丁寧に調査したりとか、あとは意見交

換したりしながら、この制度改正に関しては検討していただきたかったなというところもありますし、こうやって令和8年度「制度改正」していくということで方針示されていますので、その辺りはですね、令和8年度実施していく中で、きちんとそのあたり調査して、どのような影響があるのかというところは、しっかり把握してですね、その先にどのようにしていくのか分かりませんが問題点があるのかないのかというところは、しっかりと把握していただきたいなと思います。以上で質問を終わります。

**○議長（安部大助）**

以上で、西尾幸太郎議員の総括質疑を終わります。

ただ今から、11時まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時46分）

**○議長（安部大助）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時00分）

引続き、総括質疑を行います。

次に、5番：山田浩太議員

**○5番（山田浩太）**

それでは私の方から質疑させていただきます。

まずはじめが、「佐々木家住宅の管理運営事業」についてであります。短縮開館になるという説明を受けましたけれども、短縮することによる「周知の方法」、併せまして、直近の来場者数をお示してください。

**○番外（社会教育課長 中村恒一）**

ただ今山田議員よりご質問がありました、佐々木家住宅の開館時間短縮のまず周知方法についての、ご質問にお答えします。

それでは、総括質疑資料の8ページをご覧ください。資料にございますとおり、周知方法としましては、町の「ホームページ」への掲載、それから「お知らせ便」への掲載と、また町内の観光事業者であります観光協会等の事業者に対しまして、直接文書でお知らせをすることとしております。観光協会等を通じまして、町内の観光タクシーや観光バスの事業者の方への周知のお知らせもお願いしているところであります。

それから、引き続きでよろしいでしょうか。（はいの声）

直近の来館者数についてであります。その下に資料にあります通り、佐々木家住宅は12

月から2月の冬季の間は休館としておりますので、直近では昨年3月から11月までの人数を集計したものを載せてございます。この間の総来館者数は1,437名で、1日当たりの平均は5.7人となっております。こちらには載せてございませんが、ここ最近例年1,500人前後で推移してるような状況となっております。

#### ○5番（山田浩太）

まず周知の方法についてなんですけれども、来館者数については把握しました。で、どういった方が実際に佐々木家住宅を訪れるのかなと想像した時に、多くは観光客の方が中心になるのではないかと考えております。そうした時に、例えば町の「ホームページ」だったり、「お知らせ便」というものは、一般的に考えると観光客の方がなかなか目に触れるものではないと考えております。どちらかというとこれは町内の方々への周知という部分で、その下に観光業事業者へ文書でお知らせされるということがありますが、やはり、他所から来られるの方々への周知、このあたりを徹底していただきたいなと考えております。今はインターネットを見て観光客の方々、スマホを見てGoogleマップで来られる方、非常に多いと思っております。Googleマップで見ますと、営業時間等々あります。ここがやはり更新されてなくてですね、いざ来てみたけれども開いていなかったという体験は非常に「訪れて良かった」というところの体験として、すごくマイナスになるなというところを懸念しております。

それからやっぱり、今SNS、ネットの時代ですから、こういった来館者数の減少傾向にあるからこそ、この時間変更に至った経緯があるかとは思っていますけれども、1人がそういった体験をしてしまうことによって、SNSやネットでどうしても広まってしまいますので、ぜひこの辺りのインターネット上にある情報の管理等を徹底していただきたいという風に思っております。

次の質問に移らせていただきます。「基幹業務のシステム保守料」についてであります。今回、国の施策であると思えますけれども、自治体システムの標準化に伴いまして、令和7年度と比べますと約8,000万増となっております。この多額の投資に対するですね、町民サービス、それから業務効率化への還元について詳細なご説明をお願いいたします。

#### ○番外（総務課長 宇野慎一）

ご質問にお答えします。総括質疑資料の9ページをお願いいたします。

まず自治体システム標準化移行の背景でございますが、矢印で書いております「目的」といたしましては、将来のデジタル社会を支える不可欠なインフラ整備。そして持続可能な行

政体制への転換を図るための先行投資として、国を挙げた「一大プロジェクト」として行われております。標準化への移行は、本町のみならず全国的な流れでございます。本町によっては、1月末に切替えを終えました。ただ全国的には、未だ切替えが終了してない自治体が多数ございます。正直申し上げまして、私も今までメリットを感じるころまでは至っておりません。

今回の答弁につきましては、国が示す方向性などを答弁させていただきたいと思っております。まず町民サービスへの還元でございます。こちらにつきましては切替え後、即ではなく、将来的に実現するものと示されております。「行かない役所」「書かない役所」への実現が加速するという風に謳われております。内容につきましては、「オンライン申請」の対象が大幅に拡大をいたします。また自治体間の情報連携によりまして、これまで申請に必要でありました添付書類等の省略が可能になると。併せまして、給付金等の支給等がありました場合、迅速な支給が可能となるというようなことが、メリットとして挙げられております。漠然と申し上げますと、町民の皆様の時間という目に見えない価値として、還元をできるということで、この「システム標準化」が進められております。

次に、業務の効率化についてでございます。今回、「標準システム」になることによりまして、仕様書につきまして国が示します、これまでは各メーカーが法律を読み取って、システムの改修をしておりました。これが、国が示す仕様書に基づき、メーカーがシステムを構築することによりまして、システムエンジニアの確保が困難な状況を打破していくというものでございます。またこれまでは、各自治体で行っていましたが「カスタマイズ」が不要になる。不要になるといいますか出来なくなるといったことです。

ここに今、人的資源をされておりましたが、これも出来なくなりますので、人的な資源が不必要になるということです。また、国から示す「仕様書」には業務とシステムが一体となった効率的な運用が示されております。これらによりまして、限られた資源でシステムの運用及び保守が可能となります。

業務の効率化とは直接は繋がりません。これ資料に書いておりませんが、レアケースとしまして、システムを今までは町に合わせておりました。これからは、町の業務をシステムに合わせることでございまして、全国の自治体が同じ機械を使うこととなります。災害等が起こったときの、相互応援もスムーズになるということで言われております。

ご質問の内容にはございませんが、補足といたしまして、財政的メリットについてお答えをします。これも長期的な視点にはなりますが、各自治体がそれぞれ準備しておりましたハ

ード機械ですねサーバー等の更新保守が不要になります。また法改正に伴います、プログラム改修費、これも分担することになります全国の町村で。しかしながら、本町同様に短期的には全国の自治体におきまして、経費が増大する見込みでございます。増大する経費につきましては、当面の間、国庫支出金及び地方交付税において、財政措置される見込みとなっております。以上でございます。

#### ○5番（山田浩太）

2.のところを確認させていただきます。町民サービスへの還元というところで、括弧書きで（将来的に実現）という風にかけてるんですけど。システム自体は1月にもう実装を切替え済みということなんですけど、現時点ではここに示されているようなことは、まだできない状態であるならば、いつ頃実現可能なのか教えてください。

#### ○番外（総務課長宇野慎一）

はい。一部できるところありますが、実際にはほとんどの自治体が、この3月いっぱいのところ、標準化に移行します。ただ、一部の大きな市ですね、松江市なんかは、その1年後に「システム標準化」に入るといって言われております。

全国の自治体が「標準化システム」に移行後に、このような仕組みが可能になるということでございます。

#### ○5番（山田浩太）

分かりました。もう1点、2点ですね。4.のところの「財政的なメリット」というところで、私の方でもこれいろいろ調べて見たんですけど、国としては当初は3割減を「システム標準化」によって目指すという風に示されているみたいですけども、7割ぐらいは実際のところは増になっているということでもあります。

この課長の資料見ますと、現状が5年間で2,000万円掛かっていらっしやったと。サーバーの更新や保守に、これまでがってことですね。今後、8,000万円、今回で言うと8,000万円かかっているわけですけども、これが毎年継続していくという理解をしております。そうするとですね、5年計算した場合に今までであれば5年間2,000万円ですべて保守管理ができていたものが8,000万円×5ですから4億。要は20倍になるとこういう理解をしていますが、これで合ってるかどうかを確認させてください。

#### ○番外（総務課長宇野慎一）

山田議員のおっしゃるとおり、今の目先の計算ではそのようになっております。一方でですね、今回「システム標準化」に移行したことによりまして、各メーカーが出します保守の

保守費用の見積もりとか、概算のものがどこの自治体も出ております。今、国におきまして、現在我々が予算計上している保守費用の見積もりが正当なものなのか、まだ安くできるところがないのかというのを、国の方で確認をする作業も同時に行っておりますので、なるべく国の方も経費としては下げるような方向で、いろいろ策を進めております。

#### ○5番（山田浩太）

私もこの特定の業者さんへ依存度が高まってしまい、言い値になってですね、改修費用がこれから増大していく可能性があるんじゃないかということを懸念していきまして、説明の方事前にいただきましたので、その辺りは注視していただきたいという風に思います。

次の質問移ります。「テレビの難視聴地域対策事業」についてであります。今後の全域整備に向けた、全体的なスケジュールと将来的な町の財政負担の見通しはという点と、併せまして本事業の対象となる世帯数それから、未だに対策の目途が立っていない完全な難視聴地域等どの程度を把握なされているかという点についてお願いいたします。

#### ○番外（総務課長 宇野慎一）

はい。それでは引き続きまして資料の10ページをお願いいたします。

まず1点目の全地域整備に向けたスケジュールでございますが、正直申し上げまして現状におきましては、全地域整備の見込みは立っておりません。これまでの取り組みと、また今後の取り組みについて説明をさせていただきます。まず、今回の事業実施に向けました「事前調査」としまして、令和6年度に共聴組合に対してアンケート調査を実施いたしました。それで、ある程度の実態把握はできたと思っております。今後、各組合が管理する機器の確認及び、地元負担も一部伴いますことから地元の「意向調査」を実施する予定でございます。

それが整い次第、機器の老朽度を勘案しつつ、協議が整った組合から事業計画を計上していくという段取りにしております。現時点でお話が進んでおりますのは、令和8年度予算計上しました油井地区、及び令和9年度に釜屋地区の改修を現在のところ見込んでおります。

次に、2点目の将来的な財政負担でございますが、スケジュールが決まってない以上、こちらは今後精査ということになります。ただ方針といたしましては、本年度の事業スキームと同じように国庫補助金です。総務省が所管します国庫補助金2分の1と辺地債の活用を継続していきたいという風に考えております。併せまして、近隣のNHK共聴施設の完成に接続するなど、改修費の低減を図ってまいります。これによりまして地元負担と、町負担の軽減を図って、なるべく手出しを、地元も町も手出しを少なくするような形で進めていきたいと考えております。

3点目でございます。対象となる世帯数でございますが、表に示しておりますとおり、自主共聴組合が14地区でございます。また町の共聴組合が3地区でございますが、1番と3番につきましては、令和7年度に共聴施設の改修工事を実施しております。併せまして現在、改修が終わってない共聴組合が15地区あると思っております、世帯数にしますと300世帯がこの事業の対象になるということで考えております

最後に完全な難視聴地域につきましては、現在のところ「アンケート調査」等も実施しております、今のところ私どもで把握する限り、完全な難視聴地域はないと、把握していないということでございます。

#### ○5番（山田浩太）

この件に関しましてはですね、昨年末に行いました、「住民との懇談会」でも布施地区の方からも、非常にこの住民負担のところが大きな負担になっているという意見がございました。1世帯当たり確か3万円だったと思います。この辺りをすごく懸念されていますので、いろいろ国の補助金等を活用されるということだったんですが、配慮いただきたいなと思います。ちょっと追加の質問としまして、完全な難視聴地域は現状では無いという理解をされているという事ですね。無いという事ですね。無いという事でよろしい、把握していないと資料に示されてますが。

#### ○番外（総務課長 宇野慎一）

「アンケート調査」は、あくまでも共聴組合に対して私どもも行っております。すべてくまなく歩いて、テレビのスイッチを付けたわけではございませんので、今のところ把握はしてません。確実に無いというのではなく、把握をして無いということで酌み取っていただきたいと思っております。

また去年もありましたが、共聴組合に入っていないところの方からも、テレビの映りが悪いんだがというようなご相談も受けておりますので、その相談がある、ありましたところはまた改めて「聞き取り調査」なりを継続して行っていきたいと考えております。

#### ○5番（山田浩太）

次の質問に移らせていただきます。

「小中学校の学習用タブレット端末整備事業」であります。先ほどもこちらは、他の議員から質問ありましたけども、私の方からは、今回、iPadをChromebookへ移行するというお話でしたが、その理由とですね、また導入することのメリット、そういった点についての詳細説明をお願いいたします。

**○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）**

では、私の方からお答えいたします。Chromebook へ移行した理由と、そのメリットはと  
いうところですが、メリットがあるから移行したということで捉えていただきたいと思います。  
今現在ですね、島根県の県立高校はChromebook を使用しております。そういったところか  
ら、本町の子どもたち小学生、中学生ですねChromebook を使うということになれば、高校  
進学の際にですね、お子様の負担が少ないという風に判断したところです。またその他です  
ね、Windows であるとか iPad、そういったところと比較しまして性能、価格というようなど  
ころですね、何点かの中で総合的に優れているという風に判断したところです。

**○5番（ 山 田 浩 太 ）**

1点だけ質問させてください。そうすると1,040台分のiPadが入れ替えに伴って、余る  
といえますか、なると思うんですけど、この処理、対処についてはどのようにされるん  
でしょうか。

**○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）**

この使い方についてはですね、一部ですね、使用できるものは、使用させていただきたい  
という風に思っております、別の使い方ですね。そういったところは、学校に希望を取りな  
がらと思っています。

またその他はですね、教育委員会として活用の方法をまた探りたい、その他はですね処分  
であるとか、そのものの買い取りとか、そういったところをですね、すべてをいろんなこと  
を考えながら、何がいいのかということこれから判断したいという風に思っております。

**○5番（ 山 田 浩 太 ）**

ぜひ、資産としていろいろ売却等々があるかと思っておりますので、活用いただきたいと思います  
です。質問終わります。

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

以上で、山田 浩太 議員の総括質疑を終わります。

次に、2番：村上 一 議員

**○2番（ 村 上 一 ）**

よろしく申し上げます。まず私の方からは「土木費」について、町内の道路、橋梁、河川、  
港湾の整備については、各地区や出張所、支所から多数要望が上がっていると思います。予  
算化するときの優先順位の指針とか、それから整備計画があれば示していただきたいと思います  
です。

## ○番外（建設課長 岸本 則和）

では建設課より、ただ今の村上一議員のご質問にお答えいたします。道路、河川、港湾などのインフラ整備につきましては、毎年、多岐にわたるご要望をいただいているところでございます。予算化にあたっての優先順位の判断基準につきましては、まず第1に町民の皆様  
の安全・安心を著しく損なう事案、公共の安全維持に支障をきたす恐れのある事案など、緊急を要するものを最優先として対応しております。併せて、本町の最上位計画である「総合振興計画」に掲げる主要事業につきましても、優先度を高く設定しているところでございます。これらの膨大な事業を限られた財源の中で着実に執行するため、本町では、「総合振興計画、事業実施計画」を策定し、その中に具体的な整備計画を盛り込んでおります。

本計画は5年間をワンスパンとして予算計上を行うもので、各種要望事項を精査した上で、事業期間や概算事業費を算出しております。さらに、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、毎年度、事業の開始時期や完了までの期間について審議、見直しを行っております。なお、本計画は毎年更新を行い、町の「ホームページ」にて広く公表しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。説明については以上でございます。

## ○2番（村上 一）

説明いただきましたけども、優先順位についての考え方、それから整備計画というのは、毎年度見直して「ホームページ」に出てるということでしたので、また、私の方が確認ちょっとしておりませんので確認したいと思います。

そして、先ほどの前田議員の質問とちょっと関連するんですけども、優先順位とか計画があることが、やっぱり町民が分かっていないというか、私自身も分かってなかったのが、その辺の「お知らせ」というか「広報」というか、やっぱこういう計画でいつこの地区はこういう工事が入りますということが分かるようにして欲しいなという風に思うところです。そういう町民への「お知らせ」というか、変更になったら変更になったということのお知らせを、一体どういう風にしておられるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけども。区長さんを通して、なんか「回覧」でまわすのか。その辺のところはどんな風に、大体今までやっておられたんでしょうか。

## ○番外（建設課長 岸本 則和）

住民さんへの工事の計画の説明についてはですね、事前にですね、こういう工事をやりますということを説明しております。そして開始する前に、現地着手する前に、地区のここ代14号線でしたらですね、代の区長さんと北方の区長さんの方に、今年度の事業内容を説明し

ております。以上です。

## ○2番（村上 一）

それでは次の質問に入ります。先ほどの代地区から北方地区におけるトンネル周辺の幹線道路の歩道縮小工事ですけども、前田議員が随分質問されましたので、もう同じことは言いませんけども、議案資料3の中に、今日の総括質疑資料の中にもちょっと入ってるんですけども、図が出てたと思うんで、トンネルの写真とか、それでこの工事自体のことについてお聞きしたいんですけども、トンネルの周辺、私は代から通ってますのでトンネルの長さは300m ちょっとなんですけども、その前後が代地区と北方地区で、もう今年度工事が終わって車道になってます、歩道が取られて来年度トンネルの中をやられるということで、そこも歩道を縮小する工事をやられると思うんですけども。その資料の赤い部分はその工事の範囲で、その外側に青い部分で代の地区から北方の地区へ抜ける道路もあるんですけども、それ全部をやるのに11年度までかかるということではよろしかったでしょうか。

## ○番外（建設課長 岸本 則和）

それでは今後の代地区の工事につきまして、今後の計画について詳細に説明させていただきたいと思います。総括質疑資料の11ページをご覧ください。こちらの資料は、本件の道路整備計画であります。まず、令和7年度の進捗状況でございますが、図面にてグレーに着色しておりますトンネル出入口部分におきまして、車両の円滑な通行確保するための拡幅工事を実施したところでございます。令和8年度におきましては、トンネル内部の歩道の一部撤去に着手し、2車線の幅員の確保を図ってまいります。その後の令和9年度以降につきましては、図面にて色分けを施した各工区におきまして順次施工を進める予定でございます。今後の計画の概要については以上でございます。

## ○2番（村上 一）

はい、分かりました。いつどういう工事が行われるかというのが、やっぱり地区の住民にとっても非常に関わってくることでございますので、ぜひこの辺の「お知らせ」というか、しっかりやっていただきたいという風に思います。またできれば先ほど、国の基金がこれだけだからということでしたけども、いろんなところを工夫してできるだけ早くしていただきたいなという思いはあります。

次の質問に入ります。商工業振興事業ですけども、「移動販売継続支援事業」についてです。運営支援費、燃料費、車検整備費が計上されておりますけども、現在、郡地区の1事業者だけが移動販売をしております。その移動販売事業やっておられる方からお話を聞いても、自

分のところでいつまでできるかという話をしておりましたので、ぜひ、他の新規事業者がしてもらったら、本当に町民は助かるんじゃないかなと思いますので、その新規事業者に対する支援というのをどのように計画しているのかお聞かせください。

#### ○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

商工観光課の方から、先ほどの村上一議員の「移動販売継続支援事業費の補助金」につきましてお答えします。議員おっしゃるとおり、現在、1事業者への支援を想定した予算となっております。現在、私どもに新たな事業を行いたい要望は声が挙がってきておりませんが、万が一、要望があった場合は既存の事業者と販売区域とか、そういった販売方法とか十分な協議を行った上、必要に応じまして経費を補正して対応したいと考えております。

また、既存の業者様が移動販売増設というんですかね、増車等も考えられた場合も同様に、補正で対応したいと考えております。以上です。

#### ○2番（ 村 上 一 ）

はい。よろしくお願いします。

それでは、もう1つの質問です。「都市再生整備事業」についてです。大変高額の事業になっておりまして、地域住民もいろいろ関心を持っている事業ですのでお聞きします。まず、西郷郵便局に繋がる道路ですけども、これはですね「課」が違うかもしれませんが、議案資料3の255ページ、土木の関係だったかもしれませんが、それに出ている地図によりますと、ちょうどビューポートホテルの角のところですけども、道路がですね、ここが歩車兼用ということになって狭くなるというようなことがあります。住民の方から「請願書」も出ておりますけども、この道路が歩車兼用になるために幅員がどれぐらいになるのかということ、それから現在の幅員を確保するために「交流館」を、大きな建物が建つ予定なんですけど、ずらすなど設計変更が可能かということ。まずそれを先にお聞かせください。

#### ○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

そうしますと都市計画課より「都市再生整備事業」のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですけども、郵便局に繋がる道路を歩車兼用化するために幅員がどれぐらいになるのだろうかということでございますけど、まず「交流館」周辺の道の考え方についてご説明をしたいと思います。

総括質疑資料12ページをご覧くださいと思います。「海に見える交流館」とその周辺の道、それから広場は“海とまちをつなぐための空間”として、これまで話をしながら計画を進めております。単に道だけではなくて、広場、そして道が、「交流館」という建物がそれ

それ一体となってこの場所の魅力を高めて、さらにそれが海側と繋がることで“海”という素晴らしい景観の魅力もあわせ持つて、ここが地域拠点になっていく。ここに人々が滞留する場所になっていくという、そういうような目的を持って進めております。この空間で人の滞留、海、そしてにぎわいを生むためのものだという風に思っております、またポートプラザが横にあります、そして海側からフェリーターミナル、フェリーを利用した方も含めてですけれども、海側を利用する方がこの「交流館」、ポートプラザ側に現在はホテルはスカイブリッジを通過して「チェックイン」される方もいますけれども、これが地上部分の道路で、道路広場を通過してシームレスに行き来できるようなそういう空間になってこようかと思っております。そうするとですね、人々の行き交いを安全にするためにも、やはり車両の速度を落としていくという仕組みが必要となってきます。警察庁が今年9月から実施しますけれども、全国で実施しますけれども「ゾーン30」といって、車の速度を30キロまでに抑える、そういう「ゾーン設定」を全国でされる取り組みが9月から始まります。人の安全性を考えて設定されるものですが、交流館周辺の道路、西郷港周辺のエリアについてもそうですけれども、人々が安全に滞留ができる、そういう道として「ゾーン30」が設定され規制されるという今動きになっております。これは警察の方で設定がされます。

そして「ゾーン30」ですけれども、幅員狭くしたりとかですね、それから仕上げを黒い舗装ではなくて、例えば「石畳」とか「ブロック舗装」のような、車がどちらかという通り難いというような、そういうような仕組みにして、シェアードスペースとかもいっておりますけれども、人と車が共存していく、そういうような道路というのを、これは国を挙げて町の道路としては目指しているところです。

そういった“道づくり”を、西郷港周辺のまちづくりにおいても目指そうということでこれまで進めてきているところです。資料の13ページの方をご覧くださいと思います。これらのご質問の、道路幅が幾らになるかという図面になりますけれども、ポートプラザと交流館三角形の建物ですけれども、この間の道を赤い数字で表示しております。狭いところで4.5m、それから広いところで4.73mという計画で現在進めているところです。

続きまして、2点目現在の幅員を確保するために、交流館の設計変更が可能か、ずらすということは可能かというご質問でございますけれども、これも併せて13ページの方で説明をしたいと思っております。「海に見える交流館」とその周辺の道、そして広場、これは交流館と一体となる空間として計画を海側とつなぐ計画だということは先ほど申し上げましたけれども、この場を作っていくことがですね、まちづくりの理念であります、「海とまちをつなぎ、そして世

代をつなぐ」という、まちづくりに繋がるものと考えています。この考え方は、これまでの「シンポジウム」でありますとか、「意見交換会」でお話してきた“核”となる考え方となっております。小学校、中学校、高校生、養護学校の生徒さんたち子どもさんたちも含めてですね、多様な参加者の方に合意を得て進めてきた、“海とまちをつながる”という考え方となっております。

ご質問の件ですけれども、まず今の敷地内で建物だけをずらすと、右側にずらすということだと思いますけれども、こうしますと、これは建築基準法という法的な問題が1つ発生します。敷地面積に対する建築面積の割合のことを建ぺい率と言っておりますけれども、隠岐の島町は70%、敷地に対する7割の建築しかできないという規定です。敷地が狭くなることによりまして、この建ぺい率の適合がしないということで建築ができないということになります。

また、敷地そのものをスライドさせて右側にずらしてはどうかという、おそらくご意見もあろうかと思えます。そういたしますと、出雲大社さんの土地ですね「八雲荘」がありますけれども、ここの用地が必要となってきます。出雲大社さんとはこれまでの交渉を進めてきた経緯もありまして、用地を提供していただくことは非常に困難かなという風に思っております。このような制約条件に加えまして、官民連携で進めてきた、「海の見える交流館」です。1階は20年間の「運営権」を民間事業者の方が「運営権」を買い取って、そして運営をしていくという事業ですけれども、今年1年は「交流館」の1階をこの民間事業者も一緒に設計を進めてきた、EOIと呼んでおりますけれども、こういった事業を進めております。ここで設計変更するということは、来年3月に実施契約を行って、民間事業者の官民連携事業がスタートするという大きな契約案件にも影響を与える問題になってこようかなという風に思っております。以上のことから、設計変更を現在行うことは非常に困難であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

## ○2番（村 上 一）

ぜひ産建の委員会でしっかり揉んでもらいたいと思えますけれども、最後の質問です。議案資料3の261ページの方にですね、交流館を含む中町地区の全体の地図が出ておりまして、その中に「空き家」が赤い色で示されたりとか、いろいろ書いてありまして、その区域が、「エリアマネジメント計画区域内」ということで出されております。この「エリアマネジメント計画区域内」をどういう風に、全体するのかっていう将来設計というのはできているんでしょうか。お示してください。

## ○番外（都市計画課長 石 田 傑）

3点目の「エリアマネジメント計画区域内」の将来計画あるのかというご質問でございますけれども、資料の14ページの方をご覧いただきたいと思います。「西郷港周辺まちづくり」では、官民連携を3つの柱の1つとして、非常に大きな柱として位置付けて進めております。この官民連携ですけれども、西郷港周辺地区のエリアのにぎわいを民間主体で進める団体として、都市再生推進法人というものが今年1月に指定をされたところです。それについての資料なんですけれども、この法人はですね、エリア内の課題を民間が自ら掘り起こして、まちづくりの理念、これは「海とまちをつなぐ世代をつなぐ」という理念ですけれども、これに沿って、具体的な「にぎわいを創出」をしていくための活動を行う組織となっております。

ご質問の将来計画というものにつきましては、これは町があらかじめ固定した完成図だとか計画図をつくるものではありませんでして、まずは民間主体である「都市再生推進法人」が自らの活動を通じて、ニーズを捉えて「アクションプラン」を作成して、計画立てていくものということとなっております。その辺りの考え方が資料のですね、右下のちょっと字がつぶれて見にくいんですけど、イラストのところで、真ん中の紫の着色されたところが「都市再生推進法人」で、オレンジが隠岐の島町になりますけれども、計画の策定を「都市再生推進法人」が作成をして、活動内容を実施していくというような立て付けとなっております。

では、町の役割はどういうことかということなんですけれども、この民間の動きに伴走していくというのは町の役割だと思っております、一緒に、やはりまちづくりを進めていく必要があるかなと思います。具体的には、例えば「道路占用」を今町の方が占用の許可をとっておりますけど、こういった手続きがこの法人が自治体に代わって行うことができるということになったかとか、そういった規制緩和が行われたりだとか、エリア内の大きな課題でもありますけれども「空き家対策」ですね、中町も非常に空き家が多いです。これの空き家対策を「都市再生推進法人」が町の活性化の活動として取り組んでいくなどということは考えられようかなと思います。法人が活動しやすい環境を、制度面から町としては整えまして共に課題解決に取り組んでいくことが公共の重要な役割かなという風には考えております。

西郷港周辺のまちづくりは、8年前から十数回に亘りまして「まちづくり談義」に代表されるように、対話と実践を重ねながら進めてきました。この「エリアマネジメント」も同様ですけれども、一度決めた計画に固執するのではなくてですね、社会情勢や民間の創意工夫に応じまして活動しながら計画をアップデートしていく、というような柔軟に進行するスタイルをとって進めていくべきものかなという風に思っております。資料の15ページ、最後になりますけどご覧いただきたいと思います。「都市再生推進法人」の具体例です。松江市で活動

されている「まつくる」さんって言われますけども、「土曜夜市」天神町のところで復興されて、非常に賑わいを取り戻している活動が有名ですけども。このように、自ら計画を立てて、まちの賑わいのために活動していく法人が立ち上がっておりますので、計画を策定してもらいながら、我々の理念と沿って一緒に“まちづくり”を進めて行きたいなという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

## ○2番（村上 一）

はい。ありがとうございます。この先ほどの「まつくる」のことは私も知らなくてですね、認識不足だったかもしれませんが、「都市再生推進法人」の説明がありましたんで、ちょっと追加で質問したいんですけども。この一般社団法人の「隠岐まちづくり研究所」というのが、先ほどの説明の14ページの右側の図で説明していただいたんですけども、結局、中町地区が中心となるエリアの辺りなんですけど、中町の住民がこの法人とどういう関わりがあるのか。その中の「協議会」みたいなものに入っているのかどうか、というのがあれば教えていただきたいと思ひます。

## ○番外（都市計画課長 石田 傑）

今回指定された「隠岐まちづくり研究所」さんの法人はですね、現在中町の方がこの構成員にいるわけではありませんけども、新年度の予算にも計上しておるんですけども、「プラットフォーム化」という活動をこの1年ですということをご提案を受けて、予算化を今回計上しております。これは、商工会、観光協会、それから金融機関、当然自治体も含めてですね、いろんな方が携わっていくというような、「プラットフォーム」と呼んでる、その場ですけども、そういったものを立ち上げていこうということをご「研究所」自らが提案をされて今回行おうとしております。こういったものができる、本当に地元も含めて、西町も一緒に地域入っておりますけども、一緒になってその「イベント」だとか活動ができる下地ができるんじゃないかなと思ひます。以上です。

## ○2番（村上 一）

以上で、終わります。

## ○議長（安部 大助）

以上で、村上 一 議員の総括質疑を終わります。

次に、1番：松山 貢 議員。

## ○1番（松山 貢）

予算説明資料7の42ページから48ページに至ってですね、社会福祉費の中の「障がい福

社費」、それから「高齢者福祉費」、「介護対策費」、この大きな3項目の中で、文字の中には調査・研究・企画・広報的活動予算等は自主的に計上されていないんですね。で、現実的には業務として執り行ってらっしゃるところを私も現場を見ておりますし、窓口でも伺っているんですけども。実際にはどういう風に予算的に挙がってらっしゃるか、実態をお知らせください。

#### ○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

それでは、松山議員のご質問にお答えいたします。本日、総括質疑資料を16ページに資料提出しております。なお、申し上げますが、説明に際しですね、予算説明資料7の該当ページに誘導することがございますのでよろしくお願いします。

まず1点目、調査研究等の活動の予算についてのご質問でございます。実態はどのような状況であるかということでございます。まず、所管している分野につきましては、公的サービスに係るところがベースとなっているということでございます。この点につきましては、公的制度でございますので、国・県の動向、制度の内容などを注視しながら事業を、現場ベースでは出向していくということになります。このため、調査の研究等の経費については要しないと思っております。

ではそういった「プロセス」をどのようにやってるかということでございますが、国・県の通知はもとより、厚生労働省を島根県などの各種ホームページにおいてですね、随時、主体的に情報取りに行くということになろうかと思えます。特に国の厚生労働省におきましては、所管の各種審議会、委員会等ですね、検討状況を資料も含め随時上げてきておりますので、論点となるような事案についてはですね、早めにキャッチするように現場では取り組んでいるところでございます。

次に管内についてはどうかということでございますが、管内に関する事業につきましては、法人、事業者との面談を踏まえ、または地域で起きてることにつきましては、「地域ケア会議」等において情報を把握し、意見交換などを行っております。その上で課題等の整理を行い、所管の各協議会等において検討を行うようにしているところでございます。

お尋ねの予算に関することでございますが、所管の協議会の開催経費について計上しております。ではご説明いたします。はじめに予算説明資料7の43ページをご覧ください。下段にございます「障がい者福祉総務事業」でございます。この中において枠の下から3行目でございますね、自立支援協議会の開催経費を計上しております。こちらの協議会においてですね、管内の事業者、または関連団体の構成に基づきましてですね、主に「障がい福祉」に

関する分野についての検討を行っております。

次に予算説明資料7の46ページをご覧ください。中ほどにございます「老人保護措置事業」でございます。この中におきまして、養護老人ホームの「入所判定委員会」にかかる経費を計上しております。構成メンバーは、医師、事業所そして保健所などからなる、専門的な判定委員会でございます。名称は「判定委員会」となっておりますが、こちらの場においてですね、事務局の方から協議事項、もしくは皆様のご意見を伺うような形で検討も行っております。

次、予算説明資料7の47ページをご覧ください。中央の「地域包括支援センター運営事業」でございます。こちらにおきましては、「地域包括ケアシステムの推進協議会」を設置しておりますので、こちらにおいて、介護、高齢者、そして先ほどの地域ケア会議等から上がってくるような部分については、論点整理をしながら検討を行っております。また「専門部会」といたしまして、その中に認知症対策だとか、各種部会を設けておりますので、その都度行っているところでございます。なお、こちらの経費につきましては、「地域包括ケアシステム」の経費につきましては、上段、任意事業のすぐ上の事業です。「地域ケア会議推進事業費」といたしまして計上しております。

次に2点目の「企画広報の予算」について説明させていただきます。それでは予算説明資料7の44ページです。企画広報の予算ということでございますので、主に理解促進・啓発、そして地域住民の皆様への情報提供、または「学びの場」となるような経費を計上しております。まず1点目でございますが、予算説明資料7の44ページ「地域障がい者地域生活、支援事業費」でございます。この中におきまして、44ページの一番下の行でございます。「理解促進研修・啓発事業」といたしまして10万円を計上しております。こちらは「福祉フォーラム in 隠岐」の開催経費ということで、実行委員会を組織し、毎年実施しているものでございます。続きまして予算説明資料7の47ページです。「地域包括支援センター運営事業」でございます。その中の、「認知症地域支援ケア向上事業」というところがございます。こちら、61万5,000円と計上しておりますが、この中においてですね、認知症にかかる講演会、サポーター養成講座など、そういった経費につきましては、24万3,000円を計上しているという、含んでるということでございます。続いて引き続き、同ページで説明させていただきます。

「認知症地域支援ケア向上事業」のすぐ上でございますけれども、「在宅医療介護連携事業」でございます。こちら総額は77万3,000円としておりますが、この中においてですね多職種連携の講演会、看取りの講演会などを計上しております。その予算が20万円と見込んでお

ります。そして最後になりますが、「サロンの集い・担い手養成講座」でございます。こちらにつきましては、「地区組織育成事業」というところで計上しております。47 ページをそのまま下がっていただきまして、下から6行目あたりでしょうか。「地区組織育成事業」でございます。こちら8万円のうちの2万円という部分で、サロンの集い・担い手の育成等を行っています。企画広報に関するところにつきましては、計56万3,000円という状況でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○1番（松山 貢）

多岐にわたる細かい事業ですね、予算計上、今把握して数字を示していただきましたので全体的把握できました。

次の質疑です。事業実施の際に使用されている現行のパンフレット、チラシ等の中で、町予算で賄っている部分を抽出し計上し、示してください。

#### ○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

それでは業務に使用するパンフレット等の予算についてお示しいたします。引き続き、予算説明資料7の47ページをご覧ください。中央の「地域包括支援センター運営事業」でございます。日頃業務に使うパンフレット等につきましてはですね、毎年度、担当課におきまして原稿を作成の上、印刷し、そして窓口等で使用しております。これにつきましては、町のホームページにも掲載し、PDFでご覧いただけるようにしております

まず、「障がい者福祉ガイドブック」というものを、27ページからなる構成でございますが、毎年度最新の情報に置き換えて印刷しております。こちらは一旦200部印刷いたしますが、不足すればまた追加で印刷していくということでございます。

そして次に、高齢者のサービスのいろいろという部分でございます。介護保険から一般高齢者対策すべてを網羅しております。29ページからなるものでございまして、こちらは300部の印刷をしております。同様に、随時、足らなくなれば自町で印刷し、計上しております。こういった予算につきましては、「地域包括支援センター運営事業」の在宅医療介護連携事業という部分を用いて計20万円を充てているところでございます。こちらにつきましては「地域、在宅医療介護連携事業」を計77万3,000円計上しておりますが、そのうちの内数ということでご理解をいただきたいと思っております。主な部分につきましては以上のとおりでございます。

#### ○1番（松山 貢）

ありがとうございます。細かいことですが、これもそのような包括業務中で、タイトルは

「隠岐の島町心不全管理カード」です、いかがですか。

**○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）**

松山議員より、お示しいただきました「カード」につきましては、心不全の研究等を進めていく中で作成したものでございまして、自町で作ったものでございます。予算に関しましては、「在宅医療介護連携等の事業」によってですね、賄っていくこともございます。

**○1番（ 松山 貢 ）**

日頃から取り組まれておられる仕事の中でですね、細かいところまでケアされて、仕事内容的に非常に神経質になるようなところで、職員の方々の心身の負担というの結構あるかと思うんですね。で、予算面から見ると、外部委託されてるところが少ないように感じておりまして、かなり内部で内製しながらやってらっしゃるところの、ご苦勞も感じ取れるところだと思います。

ただ、今後ですね、外部発注の費用というか内製するところ、それは時間的なコストですとか、そういったところのバランスもよく見ていただきながら、さらにサービス向上していただいて、住民福祉がさらに充実できるように取り組んでもらえたらありがたいと思います。終わります。

**○議長（ 安部大助 ）**

以上で、松山 貢 議員の総括質疑を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は13時30分からといたします。

（ 本会議休憩宣告 11時59分 ）

**○議長（ 安部大助 ）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引続き、総括質疑を行います。

6番：牧野 牧子 議員。

**○6番（ 牧野 牧子 ）**

それでは昼からよろしくお願ひいたします。

私の総括質疑は、説明資料7の43ページ、障がい者福祉総務事業「地域おこし協力隊活動経費」についてお伺ひいたします。

今回この地域おこし協力隊の方の雇用は、障がいのある方の雇用を促進する事を目的にと

ということで事業費がついているわけです。そういう方のどういった方が起用され、どういった活動をされるのか、目的のところにも載っておりますけれど、詳しく教えていただけますか。よろしくお願いいたします。

### ○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

それでは、私、住民福祉の広江からご説明させていただきます。

牧野議員のご質問、地域おこし協力隊の活動についてということで、どういった方が雇用されるのか、どういった様な活動をするのかということでございます。

まず、今ご質問いただいております地域おこし協力隊員につきましては、6年度から既に配置しております、7年度で2年目、そして、この度の8年度予算は3年目ということでございます。同一の方が3年間従事するという格好になっております。

まず、ご質問いただきました、どういった方を配置したのかということでございますが、こちらは地域おこし協力隊の活動のテーマをお示しした上で公募を行いエントリーいただいた方を庁内で選考手続きをもって採用に至っているという経過でございます。

現在配置にいたりました協力隊員につきましては、キャリアといたしましては障がい者就労・支援センターでのですね、就労の経験があった方でございます。ご本人、現在の隊員とですね、自分なりの今後の人生だとか、社会での働き方などを含めてですね、応募があったわけございまして、庁内で選考、面接等を経て採用に至っております。そちらにつきましては、6年度の採用ということでございます。

続いてどのような活動して、行っているのかということのご質問でございます。こちらにつきましては、総括質疑資料の17ページをご覧くださいと思います。既に協力隊員は2年目ということで、7年度も1年間を通して活動してまいりました。協力隊員としましてはですね、掲げられたミッションと申しますか、目標とするものに対してですね、隊員独自の視点に持ってですね、年間の活動プログラムだと考えて実践していくというような位置付けでもございます。現在配置しております、協力隊員につきましては、社会福祉法人が受託しております「障がい者就労・生活支援センター」いう機能がありますので、そちらを受託している法人の方に配置するという形で行っているところでございます。

7年度の主な活動につきましては、本日の資料にまとめておるところではございますが、前提といたしましては、まず1.のところでありまして、障がいのある方の就業面と生活面の一体的な相談支援や障がい者の雇用理解のための啓発、研修、また既に職場等で働いて居られる方々同士の交流促進といったようなことを行っております。隊員の主なミッショ

ンのテーマといたしましては、大きく3点ありますけれども、障がい者の就労支援とは申しましても、その中ではですね、障がい者雇用の啓発、職場実習の受け入れ企業の開拓など、また、仕事と生活の両立支援、在職者の交流、そして就業生活とか地域定着の支援など、大きく3つの柱があります。7年度におきましては、本隊員といたしましては、まず(1)、福祉関係者や町内企業を対象にしたですね、「音楽会」というのを企画され実践されております。これはですね、障がいのある方、福祉関係者や障がい者雇用を検討している企業などが相互理解を深めたり、地域交流の輪を広げたりできる場を設けることを、まずは目的としたところでございます。実際に町内の関係機関や町内の企業約200社を訪問し、それぞれ案内を行う活動をまずは実践されております。その上で参加者が約200名、福祉関係は3団体、町内企業からは2か所の参加があったという結果ではございますが、こういった管内での活動を通じて、まずは理解促進、そして雇用の拡大に至る入口を広げていくということでございます。こういったことをベースにしまして、8年度につきましては、さらに障がい者雇用の新規開拓のためのアプローチをですね重ねて、町内企業に対しても行っていくということを考えているというところでございます。

次に、こういった活動を行う上で「障がい者の就労支援」についてはですね、少し専門的な知識、もしくは学習をして携わっていくことも必要でございます。そういう視点では(2)に掲げています「ジョブコーチ」という資格がございまして、こちらを、この資格を生かした障がい者の就労支援を行うというものでございました。既に「ジョブコーチ」となるための資格を協力隊員も取得をしております、障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いてですね、障がい特性を踏まえた専門的な支援、援助を働きかけていくということでございます。働く障がい者の方と、そして雇用する企業との対話を支援するような形で、障がい者の職場適応を図っていくという支援もあります。

また、就労後もフォローできるためにですね、障がい者雇用促進と定着が期待できれば資格ということでございました。町内ではですね、この「ジョブコーチ」を取得しているのは現在の協力隊員のみという形になっております。8年度はさらに、障がい者雇用の促進に向けた、取り組んでいる県内企業にも出掛けて行き、取り組みを学んだ上で町内に合った就労支援に展開することを検討し、具体化していきたいと考えているというところでございます。これまでの活動につきましては、以上のようなところが主な活動となっております。併せまして、「障がい者・生活支援センター」を受託する法人で働いておりますので、その他の要務といたしまして、以下に紹介いたしましたような介護等についてもですね、従事させていた

だいているという状況でございます。そのような取り組みをいたしているところでございます。以上です。

#### ○6番（ 牧 野 牧 子 ）

当初予算の方にですね、新）とは書いてなかったもので、多分そういった事業としてはあったのかなあとは思っておりましたが、何か具体的な、何か分かるような文章ではなかったもので、単に「地域おこし協力隊」による事業費としか載ってなかったものでして、少し分かりにくかったので、今回広江課長の方から説明がありまして、よく理解いたしました。

その中でですね、その「ジョブコーチ」というところに協力隊の方も出向いてですね、そういったアプローチしていったということもお聞きしまして、今後の展望というのか、島外にも出向いておられますけども、やはり障がいを持った方は島内に残られるパターンの方が数段に数が多いと思います。そういった中で管内の事業所の方に、しっかりアプローチして行っていただきたい部分もあります。今後、どれぐらいの数を見込んで、計画されているというのが分かれば教えてください。

#### ○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

今後どのような業務量、アプローチを考えているのかというご質問だと思います。

7年度に町内企業を歩かせて、それぞれ訪問されておられます。再び8年度におきましても、この200社に対してですね、改めまして出向いてまいりましてですね。それぞれ、障がい者雇用の理解促進、そして、障がいのある方を雇用している企業につきましましてはですね、その上での相談、援助などがあればですね、対応していくというようなことを当然実践されていくものと考えております。出向いて行きますのは200社近くではございますが、その上で、どのように障がい者就労に何人に結びつくかというようなことにつきましては、目標値を掲げているものではございません。あくまで、企業と障がいのある方の接点を持つ活動を行いながらですね、受入先の開拓を広げていくという視点でございますので、まず、現在目標にしていますのは、8年度において管内の企業200社を訪問してアプローチをかけていくというところでございます。

#### ○6番（ 牧 野 牧 子 ）

今回、去年同様200社を訪問するというご説明ありましたが、訪問したりすることはとても大事だと思いますし、アプローチも年々いろんな思考変えてされると、事業所の方も理解してくださる。足を運ぶことで理解が増えていくとは思いますが、そこに対しては、全然何もないですけども、ただ、結果がついてこないといけないなというところについては、

少し頑張っていたきたいなと思います。

それからですね、地域おこし協力隊ということですので、1年目、2年目、3年目と自分で、先ほども課長の方から説明がありましたように、そこに定住していくとか、この事業に就労していくという形で3年目を迎えて、次をそのままおられる、仕事に就かれるのかなと思うのですが、やはり「地域おこし協力隊」に関してはですね、定住を目的したという部分が本当に大いにありますので、そういった方の雇用は、本当に地域の課題としっかりマッチする方にしてもらって、次にまた繋がるようにしていただきたいなと思います。

やはり町内に、この就労の方ですね、先ほども言いましたとおり、町内でお仕事されるわけですので、とても大切な人材になりますので、本当にしっかり活躍できるように、イメージアップにも繋がるように、そういった「地域おこし協力隊」の方に頑張ってもらって、就労の数を増やしていただく、努力をしていただくということをお願いしたいと思います。質問これ以上ありません。ありがとうございました。

#### ○議長（安部大助）

以上で、牧野 牧子 議員の総括質疑を終わります。

次に、4番：脇田 千代志 議員。

#### ○4番（脇田千代志）

続きまして通告してございます。当初予算説明資料7の46ページの一番上、「高齢者福祉対策事業」、事業名は「通所介護サービス等確保対策事業費補助金」について伺わせていただきます。

詳細説明は議案資料3の138ページとなります。通告のとおり3つの質問をさせていただきますが、詳細説明から通告締め切りまでの時間が、私には短くてですね。通告の質問の趣旨が分かりにくかったことと思いますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

まず、補助金は前年度利用実績で渡しきりとなるか、という質問でございます。質問の意味が分かりにくかったと思いますが、ご準備いただいてるご説明をお願いしたいと思います。

#### ○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

それでは、ただ今の脇田議員よりご指摘のありました事項について私の方からご説明させていただきます。議案関係資料3の138ページでございます。こちら「通所介護サービス等確保対策事業の補助金」というものでございます。事業数、事業の目的、事業費、そして補助の考え方等について整理したものでございます。議員より、ただ今ご質疑いただきました

「補助金」につきましては、前年度の実績に基づいて、渡し切りとなるものかということのご質問でございます。議案関係資料の3の方に提出いたしました資料におきましては、事業費のところにつきまして、令和7年度の実績見込みを用いてですね、根拠資料とさせていただきます。この令和7年で実績見込みということからですね、前年度実績を踏まえて補助金を交付するのではないかという風に、ご推察されたのではないかと承りました。

本補助金につきましては、実施年度、8年度の当該サービスの実施状況を踏まえてですね、その実績に基づいて交付してまいります。予算の計上に当たりましては、7年度の実績見込みを踏まえ計上しておりますので、実施段階では8年度の対象者へのサービスの提供実績を踏まえて、実績額となるというものでございますので、ご理解をお願いいたします。

#### ○4番（脇田千代志）

はい。承知いたしました。その場合、8年度の当該年度の実績額に応じて、当該年度中に交付するという事は、これはちょっと出来ない、出来難いものかなと思うんですけども。その実績額の算出はどのようにされるのか、その見込みを教えてくださいと思います。

#### ○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

こちらの「通所介護サービス確保対策事業」につきましては、要支援事業対象者の利用に係るサービスにつき、該当者に対しひと月に対して8,000円の費用を出していくということでございます。まず、4月の段階においてですね、すでにサービスの利用契約等を事業者は結んでおりますので、その段階においての該当者数を調査いたします。それによりまして、まずは、交付申請いただくと、その上で交付決定を行います。ですが事業は1年間かけて変動がございます。このためですね、11月頃に改めて、前半6か月程度の実績を確認いたします。その後11月ごろの実績と、今後の見込みを踏まえまして、再びこの翌年3月の中盤に利用の状況を報告いただいて、そして3月末においての実績を確定させていただきます。

補助金の支払い時期というのはですね、それを踏まえての交付という形にはなりますが、実績の確認、交付については、以上のような手順で進めていっております。以上でございます。

#### ○4番（脇田千代志）

承知いたしました。タイムラグが生じないということで理解をいたしました。

続いて、2番目のこれは月8回利用想定で積算されていますが、月8回の利用者と月1回の利用者、個人負担には影響しないのかということをご質問させていただきました。この補助事業は、町と事業者間とのことでございますので、利用者の負担には影響はないと思います。

けども確認をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

ただ今ご質問いただきました、個人負担に影響はしないのかというご質問でございます。この補助金の交付に関してはですね、利用されておられる個人の負担には何ら影響を及ぼしません。月8回の利用想定と言う部分につきましては、あくまで介護、要介護認定1の方であれば、これまでの利用状況の実績等を考慮し、週2回の4週で、月8回の利用が一般的であろうという意味での「月8回」の想定でございます。もちろん、指定介護サービスでございますので、介護サービス費に対するご本人様負担額は1割負担、もしくは、所得階層によって2割、3割負担というのが保険者から決定されておりますので、その負担割合に基づいてのサービス費の負担はございますが、私どもの補助金は、サービス費の中に当然含まれませんので、補助金の交付は利用者様に、個人負担等ではね返るということにはございません。以上でございます。

#### ○4番（ 脇田千代志 ）

はい、承知いたしました。続いて3番目の、今後のことについてお伺いしたいと思います。指定管理期間満了後の再募集時には、指定管理料支出の運びとなると思われますけども、支援内容が明確に区別されるものか。これは既に指定管理料の債務負担行為が認められている事業者も対象事業所に含まれていますので、整理されていることと思われんですけども、詳しくお聞きできればと思います。よろしく申し上げます。また、併せて指定管理料の精算のルール方針、そういったものが予定されているのでありましたら、併せてご説明をいただきたいと思えます。

#### ○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

それではただ今、ご質疑いただきました、指定管理料の支出と補助金との関係の部分、続いて精算のルール等についてのご指摘かと思えます。まず1点目のですね、この補助金につきましては、これまでの事業運営、通所介護サービスが置かれている事業背景を考慮してですね、要支援事業対象者という方々が増えているということと、それに伴いまして介護報酬が下がっていく要因になっていると、つまり利用があっても介護報酬が下がっていくと、これは過去遡りますと、介護度が高い方が利用していた当時と比べたら下がっていったということでございます。これに対応するためにですね、本補助金を創設し、独自の支援を行ってきたところでございます。指定管理料を、指定管理者に対しても本補助金は交付しておりますし、今後、指定管理料を払う団体であってもですね、本補助金は、その時点で本補助

金を当分続ける考えをしておりますので、本補助金も交付してまいります。補助金につきましては、対象者、要支援対象者等に対する支援という意味合いで、月額8,000円というスキームで行っておりますが、その利用実績に基づいて交付されます。そのことからですね、まず本町といたしましては、町の補助金に限らずですね、県が実施します、指定介護事業者に対するような補助金、そういったものも全て活用いただいておりますね、事業運営がなされるものと考えております。これにつきましては、物価高対策の補助金なども当然含まれますので、事業会計上はですね、そういった事業収入のところに補助金収入が計上されて、運営されていく形になります。

続いて、指定管理料はどうかということでございます。指定管理料の算定に当たりましては、過去の事業運営の実績等を踏まえて、算定の根拠と用いております。ですので、収入の部分につきましては、補助金等の効果も含めてですね、実績が出てきているところでございます。その上で、施設の拠点に応じて算定をしていくというものでございます。

次に、指定管理料の精算の方法はどのように考えているのかということでございます。まず、介護事業所の置かれている状況を振り返りますとですね、この単独補助金を創設したりしてきた背景には、単年度収支の黒字がなかなか見込めないという状況があったことが背景にはありました。加えて、指定管理料を支払うことにしてまいりますが、それを行った上でもですね、単年度収支が黒字になるかどうかというのはですね、今後の推移を見る必要がございます。私どもといたしましては、指定管理施設につきましては、法人の主体的な事業活動、発想を用いてですね、事業展開をしていただく位置付けでございますので、単年度の収支が仮に黒字収支になったとしてもですね、それをもって指定管理料を減額するというような、精算については行う考えは持っておりません。ではその場合、収支が若干繰り越されると思いますが、それは社会福祉法人等であればですね、次年度の事業活動の繰越額として持ち越しまして、事業に投じていかれますので、その点については私たちも容認している考えでございます。一方、5年間実際に運営してみた場合の経費の総額というのは、改めて計る必要があると思っております、その点については、指定管理料の金額の根拠といたしますので、必ずしも指定管理料が上がることも考えておりませんし、黒字転換ができるような状況であればですね、そちらについては減額になっていくのかなという風に思っております。何れにしましても、清算するのかどうかということにつきましては、清算することについては町としては、そのような考えはないというもとに事業を実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

大変詳しくご説明いただきました。やっぱり細かいところまで専門課として設定をされて、それに対する対応について、十分に検討がなされているという風を感じたところでございます。今のご説明にもありましたし、説明資料の事業の目的にもありますように、通所介護サービス等が持続可能なものでなければならない。そのために、事業所への支援を行うことで、安定的なサービス提供体制の確保を図る。この事業の必要性についてはですね、個人的には大いに理解し、賛同するところでございます。

その上で、やはりその支援体制や積算根拠が、事業者、町双方に納得できるものでなければサステイナブルなものにはなっていない、そういったように感じます。

これ以上は、総括質疑の範囲を超えますので、大変よく勉強させていただきましたありがとうございます。質問を終わります。

#### ○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、脇田 千代志 議員の総括質疑を終わります。

最後に、14番：高宮 陽一 議員。

#### ○14番（ 高 宮 陽 一 ）

お疲れ様でございます。最後ですので簡単に質問したいと思いますが、今日せっかく資料も出ておりますので、まずこの資料の表の18ページ、ちょっと見ていただけませんか。私がこの質問をしようと思ったのはですね、議案の資料の中でも255ページだと思っておりますが、そこを見た時に、この「海の見える交流館」皆さんどう思いますか。これ見たときに周りと景観が違うなということを思いました。

過去にもですね、こういったハイカラな建物を造ると、確かに目立つわけですが、コンサルの方はやっぱりこういうのを目指していると思います。それで、我々が一番心配するのは、もしこれを修繕する時には、また多額のお金が掛かるんですね、周りの建物を見てくださいよ、ほとんど四角の物。「シンプルイズベスト」という言葉がありますが、やっぱりこういったものはね、できるだけシンプルにして、後の維持管理も簡単にいくような形のものでないといけないなということを思ったものですから、ちょっと質問したところです。その辺りについて、都市計画課の方で考えがございましたら、説明をお願いします。

#### ○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

高宮議員ご質問の建物の形状についての考え方ということについて、お答えいたします。維持管理のお話が先ほどありましたけど、まずはですね、建物の形状についての考え方とい

うところでご説明したいと思っております。資料の18ページの方ご覧いただいておりますかと思っております。まずこの施設の形状ですけれども、まちづくりの理念であります、「海とまちをつなぎ、そして世代をつなぐ」というコンセプトを、全国のコンペによって具体的に提案をされたものです。具体的には、海側から出雲大社へと抜けていく軸線を設定されているデザインになっておりまして、町の歴史的な流れをですね可視化しているという解説があります。続いて資料の19ページの方お願いしたいと思います。はい。この軸線に沿いましてですけれども、屋外の軒下広場というのがですね、三角形の左上の平面図のパスを見ていただくと、建物と屋外のところが一体となった形でありますけれども、「軒下広場」と呼んでおります。この軒下広場と屋内の空間を一体的にして、そして且つ幅の変化を持たせるというのが、資料の右上のところに書いてあるわけですが、単にその通路という役割ではなくて、連続している広場と軒下広場をですね、幅を変化させることで一体的な場所として機能させるという意図でもって設計がされております。この考え方から、建物のデザインが提案をされております。

これらは限られた敷地条件を最大限に生かしつつですね、広場や道と建物が境界なく繋がるための形となっております。また屋根の勾配についてですけれども、これにも明確な機能的な理由があります。まず海側ですけれども、海側についてはひさしを高くして短くしております。これによって、海の見える開放的な眺望を確保する一方で、広場側に向けてはですね、ひさし屋根をグーッと下げる切り詰め屋根ですから、下げる格好にしております。これによりまして、出雲大社側の視線の配慮というものが、地域の住民の方とか、出雲大社側からの要望がありましたので、この要望に応えるとともにですね、南側から入ってくる豊かな光を広場側に取り込んで、滞留空間が快適になるようにという意図で設計がされております。

このデザインの決定に至るまでですけれども、コンペの募集によりまして92の作品が集まったわけです。この作品につきましては、「公開展示」を役場の町民ホールの方で行いまして、去年の3月のところで「公開のヒアリング」も行って、各デザインの考え方を皆さんに聞いていただきました。その後、決定したデザインにつきましては、6月の「シンポジウム」といったものを開催いたしまして、常にオープンなプロセスで建物の決定の方を進めてきたという風に考えております。建物、広場、そして一体的にデザインをされた道が重なり合うことで、海と町がつながる「エントランスエリア」としての価値が生まれるものと考えております。町民の皆さんには“魅力ある玄関口”の拠点の場となるための建物と、その周辺を生かすトータルなデザインだと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上で

す。

#### ○14番（高宮陽一）

今言われた部分は、専門的なことです、私も分かりません。

拠点となるような形で建物は考えられておると、結構です。ただそこんとこにですね、この建物を建てるがために、周りの住民の生活圏、今までの生活してきた環境が壊されている。今回、「請願」も出ておりますが、「一部侵入禁止」するとか、ちょっと通告外になりますが、先般、当初予算のところでもちょっと聞いておりますので、関連しますけどもこの建物と、やっぱ道路の環境が変わることによって、この建物をそうせざるを得ないと。そういう中で建物が考えられる、これはこれでいいですよ。

でもそこにはね、地元でそこで生活している町民がいるわけですから、先ほどから「コンペ」おこなった、何おこなった言いますけども、まずその前に、我々がずっと言ってきたことは、町民の皆さんとしっかり話をしてくださいと。これも先般も言いました。でもいろいろ建物の中については、その事業者の方と対話をしたとか、事業者は経営するためのいろいろやるわけですね。でもやっぱそこに、まず根本は、町長も言うように「住民との対話を持って」と言ってるわけですから。なぜ、今回その「請願」が出たのか、やっぱそこ辺りのこともしっかり反省をしながら、今まで事業が進展する中で「請願」が出るなんかってというのは、私はこの議員出てから20数年になりますけども初めてです。他のことで「請願」が出ることはありますけども、今事業が進行する中で、その中に一緒に関わって話をしている中でですね、初めてです。これ以上申しません。

特に強く言いたいのは、やはりね、基は住民にあると。道路をこういう具合にして、生活圏を担保して、その中にこういう建物を建てるんだという流れじゃないと、建物を建てるがために周りを集約されるということは、やっぱ生活者が一番困るんですね。そこんところを大切に、今後、取り組んでいただきたいなということを申し上げて、終わります。

#### ○議長（安部大助）

以上で、高宮陽一議員の総括質疑を終わります

以上で、「質疑」を終わります。

#### 日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

お手元に配付のとおり議第34号「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画」についてから議第38号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第9号）」までの5件、及び同意第1号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」、同意第2号「隠

岐の島町監査委員の選任同意について」の2件の計7件を議題といたします。

### 日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました7件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

それでは、本日、追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議第34号の「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画について」であります。隠岐の島町総合保健福祉計画の計画期間が、令和7年度をもって終了いたしますことから、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画」を策定することについて、隠岐の島町議会基本条例第14条の規定により、議決を求めるものであります。

次に、議第35号「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度港整備西村港防波堤改修工事〕」についてであります。天候不順のため、海上作業に不測の日数を要しましたことから、工期を延長する必要性が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第36号の「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度メンテナンス補助 西郷145号線愛の橋仮係留施設整備工事〕」についてであります。海上作業におきまして関係機関との協議、及び特注資材の納入に不測の日数を要しましたことから、工期を延長する必要性が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第37号の「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度 油井漁港沖防波堤改良工事〕」についてであります。基礎捨石の施工後、防波堤の沖側から海底の砂が基礎部分へ流入し、堆積したことに伴い、対策工の検討に不測の日数を要しましたことから、工期を延長する必要性が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第38号の「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は6,391万6,000円の追加でありまして、補正後の予算総額を210億7,480万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、2月7日から8日にかけての大雪に伴います道路の除雪費、及び五箇地区穀類乾燥調製施設に付帯する、育苗用ビニルハウスの修繕工事費であります。

また、先程ご説明しました育苗用ビニルハウスの修繕工事費につきまして、年度内の施工が困難でありますことから、繰越明許費補正をするものでございます。

併せまして、隠岐広域連合が整備を進めております隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の工事の進捗に遅れが生じておりますことから、消防本部運営事業負担金につきましても、繰越明許費を追加させていただくものであります。

次に、同意第1号の「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」であります。本町教育委員会教育長、野津浩一氏が、来る3月31日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号の「隠岐の島町監査委員の選任同意について」であります。嶽野正弘監査委員の辞職に伴い、新たに長田寿幸氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、7件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 14時12分）

#### ○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 14時25分）

#### 日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました議案について質疑を行います。

ここで、野津教育長、長田財政課長の退出を求めます。

（「野津教育長・長田財政課長」退出）

はじめに、議第34号「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画について」質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第35号「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度港整備西村港防

波堤改修工事)」から議第37号「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度油井漁港沖防波堤改良工事〕」までの3件について質疑はありませんか。

14番：高宮 陽一 議員

#### ○14番（高宮 陽一）

「変更契約」別にこれ反対するものではありませんが、これもですね、昭和の時代から平成の時代によく言われたことですが、例えば、議第35号のこの天候不順のため、海上作業に不測の日数を生じた。これはごく当たり前のことであるわけですよ。でも以前から、こういった時化する時期に工事が終わるように、できるだけ早く発注をして、工事が終わるようにということで、もう再三、先輩方の議員からも指摘をされて、今でもここ全く私は理由にならないと。37号のように、例えば海底からの砂がまた入ったんだと、こういった不測の事態が生じた場合には、これは重要になりますけども、この時化のために工事が遅れました。この離島で冬場は荒れるということを知っておりながら、そういったことはね、私はやっぱりいかなもんかなと思います。やっぱりそこら辺りを、しっかりと仕事、大変忙しいかもしれません。年度末から年度初めですね、大変かしらんですけども、出来るだけ早く発注をして、時化する前に、この港湾等の仕事はできるだけ終わるという方向ですね、ぜひ目指していただきたいと思いますが、町長にちょっと聞いてもらって、副町長。

#### ○番外（副町長 大庭 孝久）

高宮議員の言われること最もでございまして、この港湾とか漁港の事業ですが、補助決定があってから、単価等の積算が必要になってきます。どうしても直ぐに発注しようと思ってもですね、やっぱり工期がずれてしまうと、4月1日に直ぐ発注できるならば、そうしてやりたいわけですが、やっぱり交付決定があり、単価を決定して積算し、その後なってしまうので、どうしても冬場がかかってしまう。我々もこの繰り越しは嫌なわけですが、どうしてもそういった形になりますので、もうちょっと国の方が補助決定を早くしていただければですね、そういうこともないわけですが、そういうことでまた町長にも要望活動をしていただきたいと思いますけども。そういう事由があることをご理解いただきたいと思います。

#### ○議長（安部 大助）

他にありますか、よろしいですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、議第 38 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正（第 9 号）」について、質疑はありませんか。

12 番：前田 芳樹 議員

**○12 番（ 前 田 芳 樹 ）**

38 号議案の 8 ページ、ここの工期は令和 8 年 4 月 31 日となっておりますけども、小さなミスだと思いますけどね。4 月 30 日じゃないですか。

**○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）**

すいません 30 日です。

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

他にありますか、質疑よろしいですか。

9 番：菊地 政文 議員

**○9 番（ 菊 地 政 文 ）**

常任委員会でも私言わせていただいたんですが、議第 38 号の「育苗用ビニールハウスの修繕工事なんですが、雪害で潰れたということなんですが、常任委員会でも言いましたように、もう農家の方はすご自然、季節を読むのが上手なわりには「警報」も出ているのに関わらず、全然対策してないですね、なか見てもね。

こういうことで「補助」をですね、これから出していくとなると、非常にお金ばかりつき込んでしまいますので、非常にこの代表者に対してですね、ペナルティーを強く言っていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

**○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）**

ただ今の質問でございますが、確かに言われるとおり、何かしらの対策をしてたかどうかはちょっとこの時点では分かりませんが、今後は、こういった異常気象が発生する場合においては、この指定管理者等々には対策の方をしていただくようには指導したいと思っております。

**○9 番（ 菊 地 政 文 ）**

よろしく申し上げます。

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

他にありますか。

5 番：山田 浩太 議員

**○5 番（ 山 田 浩 太 ）**

「除雪費」のことにに関して、今回の大雪でトータルが1億円を超えたということなんですけど、今後ですね、今回のこの数十年に一度の大雪だという風に聞いてますけども、今後、例えば地域の方にも、これも委員会の方でも少し議論で出た話であるんですけど、地域の方でもっと自分たちで、地域の人達で解決ができるちょっとした小型の除雪機ありますね、ちょっと名前が分からないんですけど、除雪機の導入を進めていくとか、そういったところの補助をするとか、そういったお考えがありますでしょうか。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

先般、お答えした部分があると思いますが、今後はそういった地区の力を借りてというお話ですから、今言われたことは検討していきたいと思っています。

**○議長（安部 大助）**

他にありますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、同意第1号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」、質疑はありませんか。よろしいですか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」の質疑はありませんか。

8番：村上 謙武 議員

**○8番（村上 謙武）**

この履歴を見ますと、現財政課長さんはまだ在職中で、年齢もですね55歳じゃないかなと思うんですが、これ新年度辞められるということでしょうか。これ兼任して、監査委員はできるでしょうか。

**○番外（総務課長 宇野 慎一）**

本年度当初のところで「早期退職」の申し出が、長田の方からございました。これを受理しております。3月31日付けをもって、長田は退職することとなりますので、4月1日以降、監査委員を行う資格あると考えております。

**○議長（安部 大助）**

他にありますか。

( 「なし」の声を確認 )

「質疑なし」と認めます。

以上で「質疑」を終わります。

野津教育長、長田財政課長の入室を求めます。

( 「野津教育長・長田財政課長」入室 )

## 日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題といたします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第4号「隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例」から議第23号「財産の無償譲渡について」までの20議案及び議第27号「令和8年度隠岐の島町一般会計予算」から議第33号「令和8年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの27議案、並びに本日追加提案されました議第34号「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画について」から議第38号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第9号)」までの5議案、計32議案をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議案32件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

## 日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

3月9日から12までは、常任委員会開催等のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、そのとおり決定しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3月13日に開催いたします。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 14時38分 )

以 下 余 白